

小山市立生涯学習センターの在り方に関する基本理念

令和4年5月

小 山 市
小 山 市 教 育 委 員 会

目 次

第1章 理念の作成にあたって

1-1	理念作成の趣旨・目的	1
1-2	上位関連計画・施策等の整理	1
1-3	理念の位置付け	7
1-4	理念を踏まえた事業計画の期間	7

第2章 現状と課題

2-1	小山市立生涯学習センターの概要	8
2-2	小山市立生涯学習センターの成り立ちと現状	8
2-3	生涯学習センターに特有の機能	9
2-4	小山市立生涯学習センター事業の評価と課題	11

第3章 小山市立生涯学習センターの在り方に関する基本理念

3-1	小山市立生涯学習センターに期待される役割	12
3-2	小山市立生涯学習センターと関連施設との相関図	15
3-3	重点目標（施策）	16
3-4	理念を実現するための推進体制	18

第4章 具体的施策・事業

4-1	理念を具体化するための4つの視点	19
4-2	重点事業	20

第5章 理念の点検・評価

5-1	理念の点検・評価	28
-----	----------	----

用語集

用語集	29
-----------	----

資料編

1 小山市立生涯学習センター条例 （平成29年3月15日改正, 同年4月1日施行）	資料 1
2 設置当時の小山市立生涯学習センター条例（平成6年公布・施行） （平成6年3月16日議決, 同月25日公布, 同年4月1日施行）	資料 2
3 （仮）情報交流センターの運営のあり方について（答申） （平成5年10月小山市生涯教育推進協議会答申）	資料 3
4 小山市生涯学習推進本部設置要綱	資料 4
5 小山市立生涯学習センター令和3年度自主事業実績	資料 5
6 小山市立生涯学習センター利用実績報告書（R1～3）	資料 6
7 令和3年度市内生涯学習関連施設講座一覧	資料 7

第1章 理念の作成にあたって

1-1 理念作成の趣旨・目的

小山市立生涯学習センターは、生涯学習活動をはじめ様々な市民活動を通して市民相互の交流を促進するとともに、地域づくりに寄与するための施設として平成6年に運営を開始しました。平成19年度には、直営から指定管理者制度を導入し、以来、民間企業のノウハウのもと、効率性のある管理運営をしてきたところです。しかし、平成6年当初に想定された設置趣旨と当時求められていた機能が、現在は十分に達成されていないだけでなく、私たちを取り巻く社会環境が大きく変化する時代にあつて、社会教育の果たすべき役割、社会教育施設等に期待される役割・機能も、大きく変化してきている状況があります。

このような中、これまでの小山市立生涯学習センターの運営・事業内容と果たしてきた役割、国・県・市の上位関連計画、現在の同センターの課題を十分に踏まえ、より適切な運営を検討するにあつて前提となる、小山市立生涯学習センターの在り方に関する基本的な理念を作成するものです。

1-2 上位関連計画・施策等の整理

本理念に係る主要な上位関連計画・施策等を整理します。

1) 教育基本法【平成18年法律第120条】より

■生涯学習の理念
(生涯学習の理念) 第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。
■社会教育
(社会教育) 第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

2) 社会教育法【昭和 24 年法律第 207 号】より

■社会教育の定義
<p>(社会教育の定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。</p>
■社会教育施設 公民館
<p>(目的)</p> <p>第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(公民館の事業)</p> <p>第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 定期講座を開設すること。 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 <p>(公民館の職員)</p> <p>第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。
(参考) 市町村立生涯学習センターの取り扱い
<p>○国立教育政策研究所社会教育実践研究センター(H21.7)『生涯学習概論ハンドブック』p86 『「社会教育施設」と呼ぶものは、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設など、一つは社会教育行政の管轄のもと、公共性、開放性、非営利性、政治的中立性などを原理として、二つには専ら社会教育を行うために設置された機関である』</p> <p>○国立教育政策研究所社会教育実践研究センター(H21.7)「社会教育計画ハンドブック」p99 『市町村立の生涯学習センターは大型の公民館と捉え、・・・』¹</p> <p>○国立教育政策研究所社会教育実践研究センター『二訂生涯学習概論』(ぎょうせい、2018年) p158-159 『全国的には、生涯学習センターは、平成2年中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」にて、都道府県に「生涯学習推進センター」の設置が謳われたことを契機として、「広域的な視点に立って、地域住民の生涯学習を推進するための中心機関として、指導者・助言者の養成・研修、学習プログラムの研究・企画、生涯学習情報の提供や学習相談体制の整備充実、関係機関の連携・協力、学習成果の評価等を行う施設」として設置されることが進んだものであり、都道府県だけでなく市町村にも設置が見られる。』</p>

¹ (解釈) 市町村立生涯学習センターは社会教育施設としての法的根拠はないものであるが、公民館に準ずるものとして解釈される。

3) 第3期教育振興基本計画【平成30年6月閣議決定】より

■計画の目的	
改正教育基本法の教育理念を具現化するため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針や講ずべき施策等を盛り込んだ基本的な計画として、平成30年6月に閣議決定され、国の「教育振興基本計画」として策定された。	
■2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項	
<p>≪教育政策の重点事項≫</p> <p>○教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む</p>	
■今後の教育政策に関する基本的な方針	
<ol style="list-style-type: none"> 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する 3 生涯学び、活躍できる環境を整える 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する 5 教育政策推進のための基盤を整備する 	
■今後5年間の教育政策の目標と施策群 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える	
第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日 閣議決定）	
第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える	
<p>目標(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進 人生100年時代を見据え、全ての人々が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する。</p> <p>目標(11)人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進 少子高齢化、人口減少などの環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進する。</p> <p>目標(12)職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進 刻々と変化する社会に対応し、職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて、「学び」と「労働」の循環につなげることができるよう、社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する。</p> <p>目標(13)障害者の生涯学習の推進 障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進 ・女性活躍推進のためのリカレント教育の強化 ・高齢者等の生涯学習の推進 ・若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ・生涯を通じた文化芸術活動の推進 ・生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ・社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成 ・施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営 ・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 ・生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施 ・社会人が働きながら学べる学習環境の整備 ・経済的な支援の実施 ・労働者の学びに関する企業側の理解促進 ・高等教育機関における実践的な職業教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校卒業後における障害者の学びの支援 ・地域学校協働活動の推進 ・切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実 ・大学等における学生支援の充実 ・障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等・

※リカレント教育²

² リカレント (recurrent) の意味は、「循環や再発」。社会人になった後も、必要なタイミングで教育機関や社会人向け講座に戻り、学び直すことを指す。元々はスウェーデンで提唱された。

4) 中央教育審議会答申【平成 30 年 12 月 21 日】より

■第1部 今後の地域における社会教育の在り方

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

<地域における社会教育の目指すもの>

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～」

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組 等
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱 等
⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割

人づくり
自主的・自発的な学びによる
知的欲求の充足、自己実
現・成長

つながりづくり
住民の相互学習を通じ、つながり
意識や住民同士の絆の強化

学びと活動の好循環

地域づくり
地域に対する愛着や帰属意識、地域の
将来像を考え取り組む意欲の喚起
住民の主体的参画による地域課題解決

2. 新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～

**住民の主体的な参加の
ためのきっかけづくり**
社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの
住民の主体的な参加を得られるような方策を工
夫し強化

ネットワーク型行政の実質化
社会教育行政担当部局で完結させず、首
長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協
働

**地域の学びと活動を活性化
する人材の活躍**
学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学び
と活動を活性化する多様な人材の活躍を
後押し

開かれ、つながる社会教育へ

■第2部 今後の社会教育施設の在り方

第2部 今後の社会教育施設の在り方

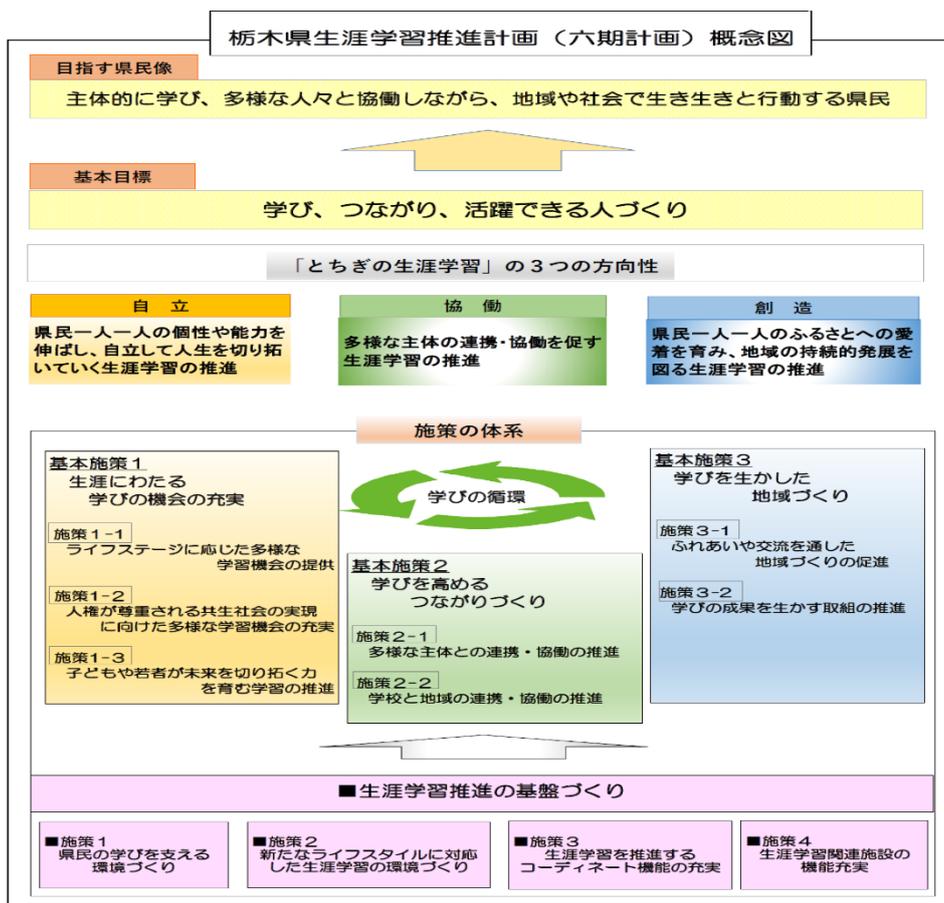
<今後の社会教育施設に求められる役割>

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

- 公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- 図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- 博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

5) 栃木県生涯学習推進計画（六期計画）（2021～2025）【令和3年3月】より

■基本目標
学び、つながり、活躍できる人づくり
■基本施策
基本施策1 生涯にわたる学びの機会の充実 基本施策2 学びを高めるつながりづくり 基本施策3 学びを生かした地域づくり ○生涯学習の基盤づくり



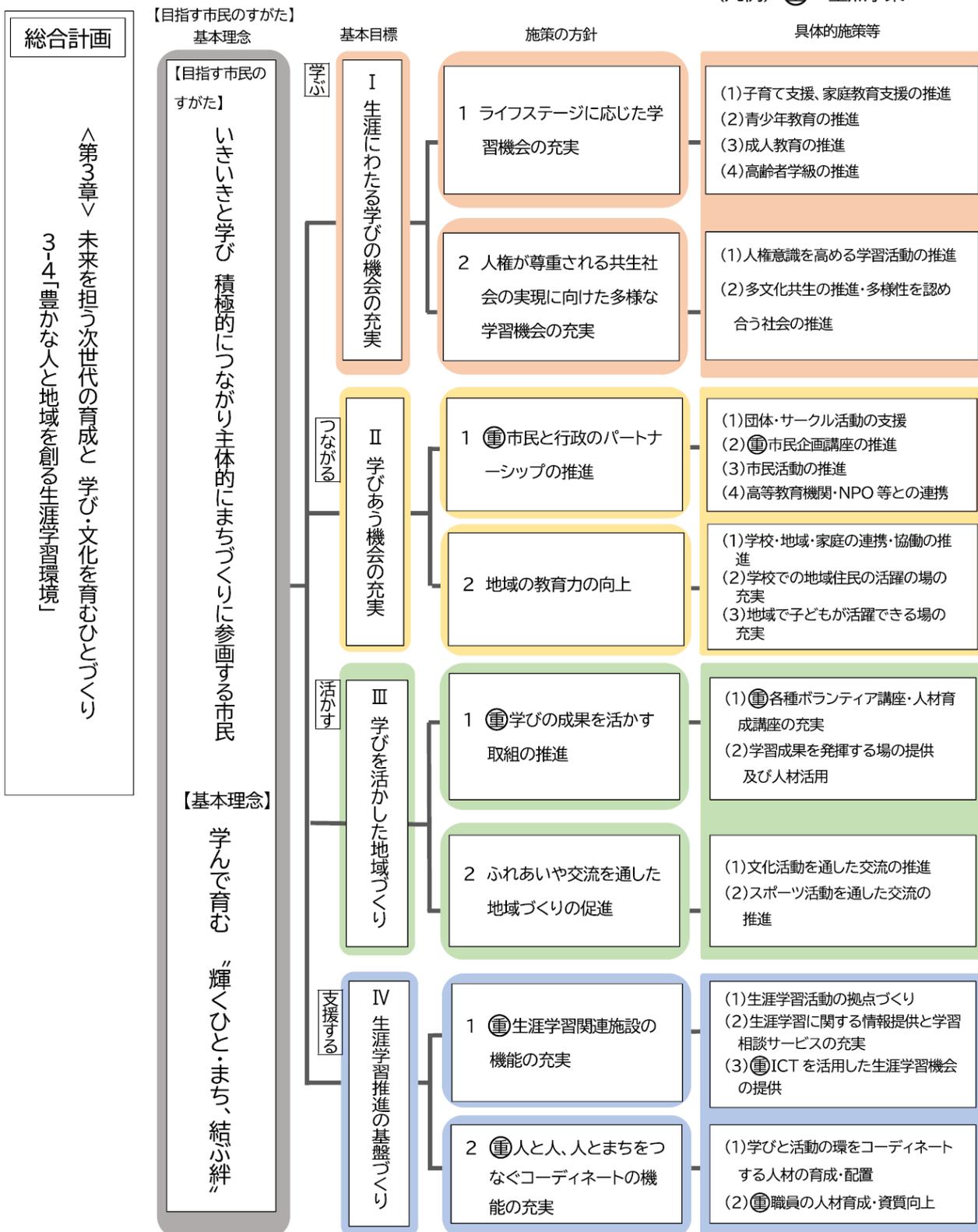
6) 第8次小山市総合計画【令和3年3月】より

■まちづくりの基本理念
市民との対話と連携・協働による「田園環境都市 小山」を未来につなぐ持続可能なまちづくり
■第3章-4 豊かな人と地域を創る生涯学習環境 -1 生涯学習
<ol style="list-style-type: none"> 生涯にわたって学ぶための基礎の充実 市民一人ひとりの学ぶ機会の充実 <ol style="list-style-type: none"> 生きがいや楽しみを創造し生活を向上させるための学習の充実 学びを生かす機会の充実 <ol style="list-style-type: none"> 学習指導の充実と学習成果の活用 学びあう交流機会の充実 <ol style="list-style-type: none"> 社会教育機関の充実 市立公民館を、<u>地域住民の社会参加の拠点となるコミュニティ機能を併せ持つ中心施設として整備し、各公民館の特性を生かした有効活用を図るとともに、情報発信基地として図書館の蔵書や設備、サービスの充実を図ります。</u> 市民と行政のパートナーシップの推進 生涯学習支援体制の充実

7) 第3次小山市生涯学習推進計画【令和4年4月】より

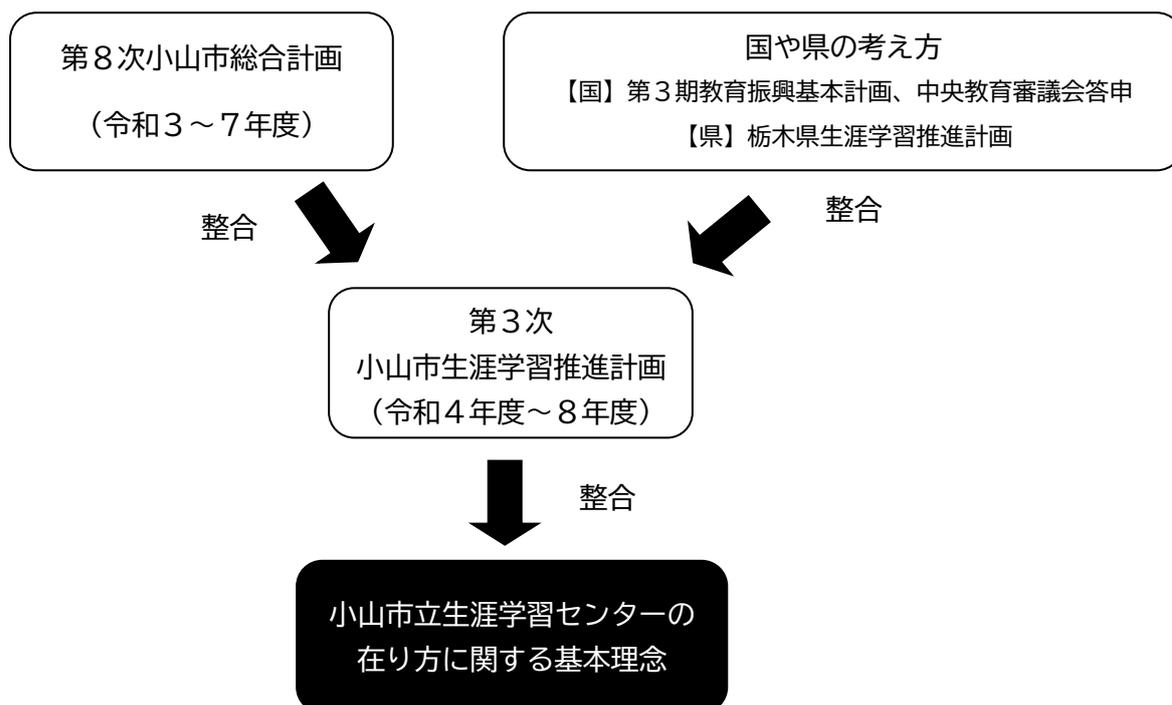
■目指す市民のすがた
いきいきと学び 積極的につながり主体的にまちづくりに参画する市民
■基本理念
学んで育む “輝くひと・まち、結ぶ絆”

計画の体系



1-3 理念の位置付け

この理念は、「第3次小山市生涯学習推進計画」を踏まえ、市生涯学習センターの事業を進めていくための基本的な考え方をあらわします。同計画にて定めた目指す市民の姿、基本理念を実現するために、市生涯学習センターにおいて実施する各種施策・事業の土台や取組の方向性を示すものです。国・県・市の各種計画、生涯学習・社会教育に係る各種計画・方針を反映しつつ作成しました。さらに、小山市が策定した関連計画と整合性を持たせました。



1-4 理念を踏まえた事業計画の期間

理念を踏まえた事業計画を立案することとし、計画の期間は令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。なお、施策・事業の進捗状況、市民ニーズや社会状況の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 現状と課題

2-1 小山市立生涯学習センターの概要

- 設立 平成6年6月
- 名称 小山市立生涯学習センター
- 所在地 小山市中央町3丁目7番1号 ロブレ（小山駅西再開発ビル）6階
- 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階付8階建（専有面積：1,832.15㎡）
専有面積には、若者サポートステーションセンターを含む
- 施設概要 事務室、ラウンジ、ホール、ギャラリー、セミナー室、和室、託児兼資料室
- 貸出施設
 - ホール 198.21㎡（収容人数 150人）
 - ギャラリー 236.09㎡
 - 第1セミナー室 52.96㎡（収容人数 30人）
 - 第2セミナー室 43.19㎡（収容人数 29人）
 - 和室 38.25㎡
 - 託児兼資料室 18.03㎡

■利用者数と稼働率（抜粋）

	令和元年度	令和2年度 (コロナ発生年)	令和3年度
利用者数	56,072人	18,516人	27,133人
稼働率※	87.1%	57.7%	68.6%

※全室合計、指定管理者主催事業及び貸館合計³

2-2 小山市立生涯学習センターの成り立ちと現状

生涯学習センターは、平成2年中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」（以下、平成2年中教審答申）にて、都道府県に「生涯学習推進センター」の設置が謳われたことを契機として、「広域的な視点に立って、地域住民の生涯学習を推進するための中心機関として、指導者・助言者の養成・研修、学習プログラムの研究・企画、生涯学習情報の提供や学習相談体制の整備充実、関係機関の連携・協力、学習成果の評価等を行う施設」⁴としての役割が期待され設置されました。また、市町村においても、市町村立生涯学習センターの設置が進められてきました。

小山市立生涯学習センターは、平成4年度当時から、「小山駅西地区再開発ビル」事業の推進に併せて、当初は「(仮)情報交流センター」の名称で設置することを目指し、当時の社会教育課が事業を進めていたものです。

平成5年10月には、小山市生涯教育推進本部(当時)からの諮問を受けた、小山市生涯教育推進協議会(当時)により、「(仮)情報教育センターの運営のあり方について(答申)」⁵が出されました。

この答申では、設置のねらいを次のように述べています（原文まま）。

「商業ゾーンに教育（学習）や文化を持ち込むことによって、コミュニケーションを図り、まちの活性化を促進する。さらに、市民の教育的文化的資質の高まりをも狙おうという構想のもとに建設される県内で初めての施設である。この構想によれば、多くの人々が集まる施設において、市民が相互に情報を入手し、提供し、交換しあうことで、文化交流が深まることが期待される一方、市民が自ら行う学習活動が容易になって、活動の活性化が期待されることになる。また、小山市自体

³ 資料3 「小山市立生涯学習センター利用実績報告書（R1～3）」

⁴ 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター『二訂生涯学習概論』（ぎょうせい、2018年）p158

⁵ 資料6 「(仮)情報交流センターの運営のあり方について(答申)」

も、同センターに事務局を設置し、主催事業を展開することによって、市民との間にコミュニケーションを図る機会が深まり、結果としてまちづくりに寄与する基盤が形成されることになるものと思われる。こうした効果をもたらすことが期待される同センターは、立地条件から考えて、市民サービスを機能の中心にすえて、充実させていくことが必要と考える。以上を踏まえて、同センターが市民の教育・文化・スポーツ・福祉活動をはじめ様々な市民活動の活性化に供されることが、設置のねらいである。」とまとめています。

この答申を受けて、平成6年には、「生涯学習活動をはじめ様々な市民活動をとおして市民相互の交流を促進するとともに、商店街の活性化による地域づくりに寄与する」⁶ことを目的として「**小山市立生涯学習センター条例**」（以下、平成6年条例）が公布・施行され、平成6年6月9日の小山駅西再開発ビル（ロブレ）のオープンに合わせて開館しました。平成6年条例では、『「学習情報の収集及び情報提供並びに学習相談」や「学習プログラムの開発及び提供」等』⁷の事業を実施すること、社会教育主事を配置すること⁸なども謳われており、地域の生涯学習を推進するための中心機関として機能することを期待していたものです。

その後、運営の効率化と民間目線での利便性向上を目的に、平成18年に条例改正が行われ、平成19年度より指定管理者制度を導入し、指定管理者による運営が開始されました。

約15年が経過した令和3年度には、平成29年度から指定管理を受託している事業者により、貸館業務に加え、運動、語学等の健康・教養講座、ホールを活用したコンサート事業等の主催イベントが開催されています。

令和3年度の指定管理者主催事業（自主事業）では、全57事業が実施されましたが、その内訳は、ヨガ・ストレッチ講座などの健康・体験講座が41講座（約72%）、英会話講座などの趣味・教養講座が16講座（約28%）という状況となっています⁹。

2-3 生涯学習センターに特有の機能

平成2年中教審答申では、「**地域の生涯学習を推進するための中心機関**」としての役割を担う、生涯学習の基盤整備の必要性が謳われ、全国的に生涯学習センターの設置と整備が進められてきました。同答申では、生涯学習センターで充実すべき機能として、以下の6つを挙げています。

【生涯学習センターの6つの機能】

- i) 生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること
- ii) 学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関すること
- iii) 関係機関との連携・協力及び事業の委託に関すること
- iv) 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること
- v) 生涯学習の成果に対する評価に関すること
- vi) 地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること

これらは、**現在も変わらず期待される生涯学習センターに特有の機能**です。

平成6年条例においても、第3条に、上記の6つの機能の一部が明記されており、国の答申も踏まえていたことがわかります。

⁶ 資料1 小山市立生涯学習センター条例 第1条

⁷ 資料2 設置当時の小山市立生涯学習センター条例（平成6年公布・施行）第3条

⁸ 資料2 設置当時の小山市立生涯学習センター条例（平成6年公布・施行）第11条

⁹ 資料5 小山市立生涯学習センター令和3年度自主事業実績

また、生涯学習・社会教育関係において令和4年度現在最新の中央教育審議会答申である、平成30年中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(以下、平成30年中教審答申)では、人口減少や高齢化をはじめとする多様な課題の顕在化や急速な社会経済環境の変化¹⁰には、住民主体で地域課題に取り組む必要があり、これまで社会教育で培ってきた学びを通じた「人づくり」や「つながりづくり」は、「地域を活性化し、住民が主体的に課題を発見し共有し解決していく持続的な「地域づくり」につながっていく意義を持つものである」と指摘しています。

さらに平成30年中教審答申では、「社会教育の在り方を、より幅広い住民を対象に、より多くの主体との連携・協働により営まれるものへと大きく進化させる必要がある」とし、以下の3点を「新たな社会教育の方向性」として示しています。

【新たな社会教育の方向性】

- (a) 住民の主体的な参加のためのきっかけづくり
- (b) ネットワーク型行政の実質化
- (c) 地域の学びと活動を活性化する人材の活躍の後押し

小山市立生涯学習センターにおいては、平成2年中教審答申による生涯学習センターに求められる6つの機能、平成5年の小山市生涯教育推進協議会の答申で謳われた設置のねらい、平成6年条例をもう一度振り返り、そして、平成30年中教審答申で示された「新たな社会教育の方向性」を取り入れ、さらに次の機能を強化していくことが必要です。

- | | |
|-----------|--|
| 計画 | (1) 調査： <u>先進的な施策・事業の調査</u> 、及び <u>地域の課題・地域の学習ニーズの把握</u>
⇒ ii)・vi) の機能の強化 |
| | (2) 研究： <u>広域的な視点に立った政策誘導的な事業の研究</u> 、及び <u>事業計画の企画立案</u>
⇒ ii) の機能の強化 |
| 実践 | (3) 上記(1)(2)により立案された事業の実施・実践
⇒ ii)・vi) の機能の強化 |
| | (4) 連携： <u>多様な人・機関とのつながりづくり</u>
⇒ i)・iii) の機能の強化と、(a)・(b)の具現化 |
| | (5) 研修： <u>ネットワーク型行政の実現に向けた小山市役所職員をはじめとする人材の育成と実践の場</u>
⇒ iv) の機能の強化と、(b)・(c)の具現化 |

生涯学習センターに求められる機能は、設置当初や指定管理制度に基づく運営が始まった当初から変わらないものもある一方で、社会とともに変化する社会教育の方向性に合わせて見直していくべき“不易流行”のものでもあります。

原点に立ち返りつつ、新たな社会教育の方向性も取り入れ、小山市立生涯学習センターが、広域的な視点に立つ「小山市の生涯学習を推進するための中心機関」となっていくため、生涯学習センター特有の機能を十分に発揮させ、小山市の社会教育施策を先導・誘導していくことが求められています。

¹⁰ 中央教育審議会(平成30年12月21日)「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)概要版より
多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応への要請
「人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組、人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱」

2-4 小山市立生涯学習センター事業の評価と課題

令和3年度の小山市立生涯学習センター主催事業は、運動・語学講座が主なものとなっており、それらの講座受講者の満足度は高いものの、平成28年度当時の指定管理者選定委員会で現事業者が市に提案していた、第7次小山市総合計画（当時）を踏まえた生涯学習事業や施設の賑わい創出事業のような主催事業については殆どが実現には至っていない実情があるほか、平成6年当時の設置理念や、新たな社会教育の方向性を踏まえた事業展開ができていない状況があります。

生涯学習センターに求められる特有な機能に照らして考えると、小山市の生涯学習を推進するための中心機関となっているとは言えず、現在の事業内容については改善が必要です。



小山市立生涯学習センターの指定管理者による運営は、令和4年度に契約期間が終了することから、令和4年度は事業内容の見直しと改善を行っていくべき時期となります。

併せて、小山市立生涯学習センターが、「小山市の生涯学習を推進するための中心機関」としての期待される役割を果たし、小山市役所職員が計画と実践を行いながら経験を積み、小山市民の皆様に対してより良い生涯学習環境を提供していくため、今後5年・10年先の未来像を見据えた上でどのような運営の在り方が望ましいのか、検討していく必要があります。

第3章 小山市立生涯学習センターの在り方に関する基本理念

3-1 小山市立生涯学習センターに期待される役割

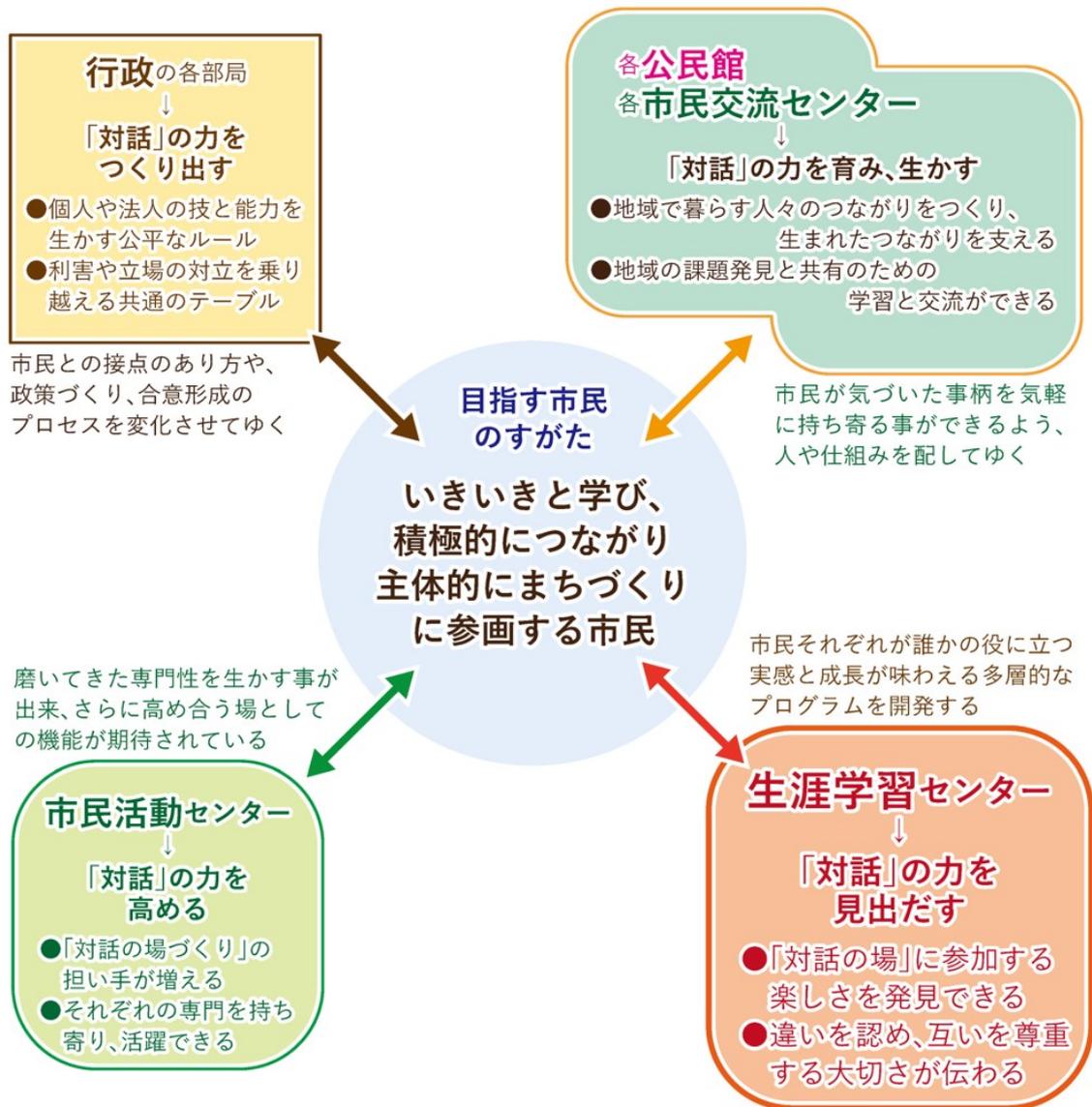
第3次小山市生涯学習推進計画（以下、推進計画）で示された「目指す市民のすがた」、「基本理念」の実現に資するべく、推進計画で示される4つの基本目標に基づいた施策を実施します。

表) 推進計画 より 抜粋

■目指す市民のすがた
いきいきと学び 積極的につながり主体的にまちづくりに参画する市民
■基本理念
学んで育む “輝くひと・まち、結ぶ絆”

【目指す市民のすがたとそれぞれの施設等の役割】

推進計画で示された「目指す市民のすがた」を実現しようとする時、市民同士や市民と他の主体との「対話」がとても大切な手段となり、異なる立場間の意見や認識の違いを乗り越える手がかりとなります。そこで「対話」に着目して、それぞれの施設等の役割を整理しました。

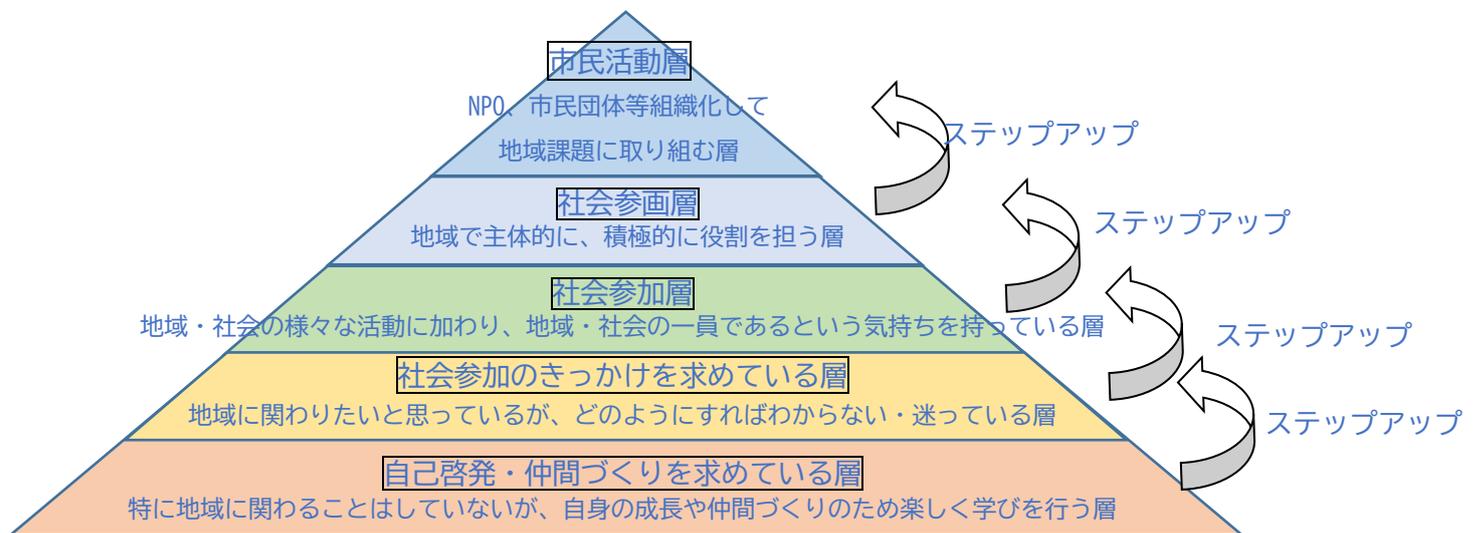


小山市立生涯学習センターは、「対話」の価値を見出だす、発見できる場としての役割を担うことをねらいとしています。

さらに、平成2年中教審答申にて謳われた生涯学習センターに特有の機能に、平成30年中教審答申にて示された「新たに社会教育に期待される役割」を取り入れ、小山市の生涯学習を推進するための中心機関となって市民の主体的なまちづくりに貢献することをねらいとします。

具体的には、小山市立生涯学習センターの活動として、広く市民にかかわる地域課題に関わる情報と学びを「親しみやすく」提供すること、深い学びのために市内社会教育施設のほか民間団体・企業等多様な主体をつなぐ（コーディネートする）ことを行っていきます。

【図1 小山市立生涯学習センター（社会教育）が担う役割のイメージ（案）】



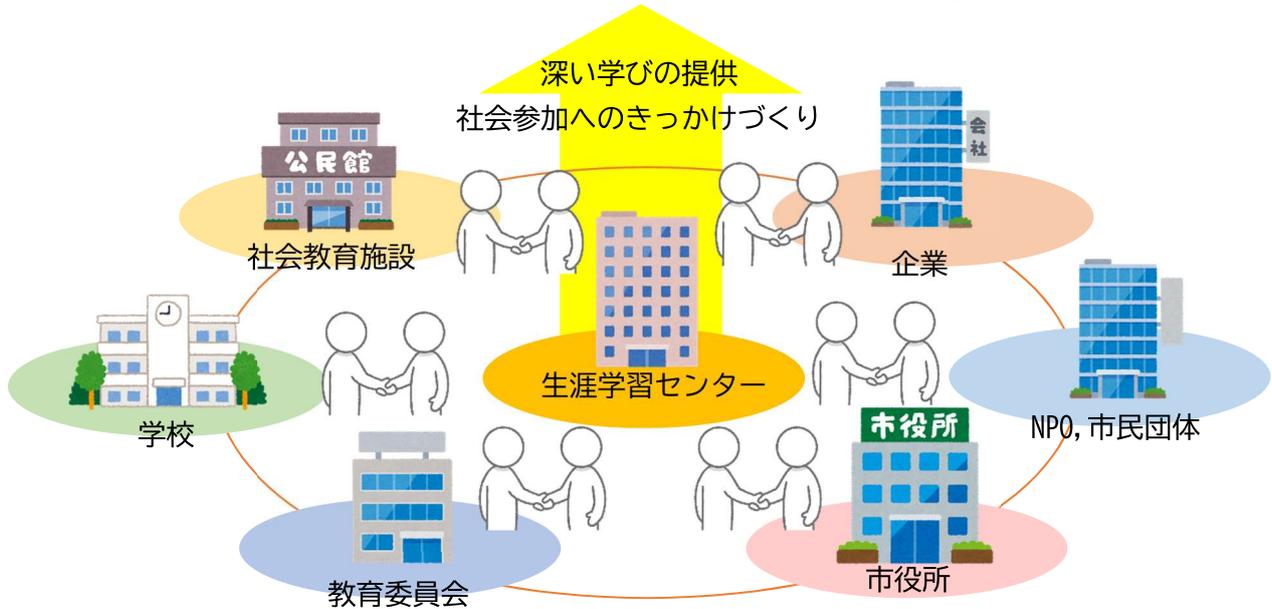
小山市立生涯学習センター（社会教育）は、市民のうち、「市民活動層」、「社会参画層」、「社会参加層」、「社会参加のきっかけを求めている層」、「自己啓発・仲間づくりを求めている層」など、様々な性質の層があることを念頭に入れたうえで、「すべての層」に対してそれぞれに適した方法で働きかけ、広く市民にかかわる地域課題に関する情報と学びを「親しみやすく」提供します。

特に小山市立生涯学習センター（社会教育）が主なターゲットとしたい層は、「社会参加層」、「社会参加のきっかけを求めている層」、「自己啓発・仲間づくりを求めている層」です。個々の関心から始まる学びが、徐々に主体的なまちづくりに参画することへステップアップしていくことを優しく促していきます。

一方で、「市民活動層」、「社会参画層」は、市民活動センターが支援を得意とする層であると考えられ、適切な役割分担をしながら関わっていきたいと考えています。

ただし、生涯学習・社会教育では、「つながりづくり（仲間づくり、仲間とともに動く、仲間と話し合う）」、「人づくり（自らを高める、学習意欲を充足する）」を大切に、必ずしも誰もが主体的なまちづくりにステップアップしなければならないものではなく、その人に合ったペースで学びや社会参加を「楽しむ・親しむ」ことが重要です。

【図2 深い学びのために多様な主体をつなぐ社会教育のイメージ（案）】



小山市立生涯学習センター（社会教育）は、人々の自由で自発的な学習活動（深い学び）を支援します。深い学びのために、市、NPO、大学、企業等といった幅広い主体と連絡を取り合い、コーディネートして、社会参加のきっかけを提供します。

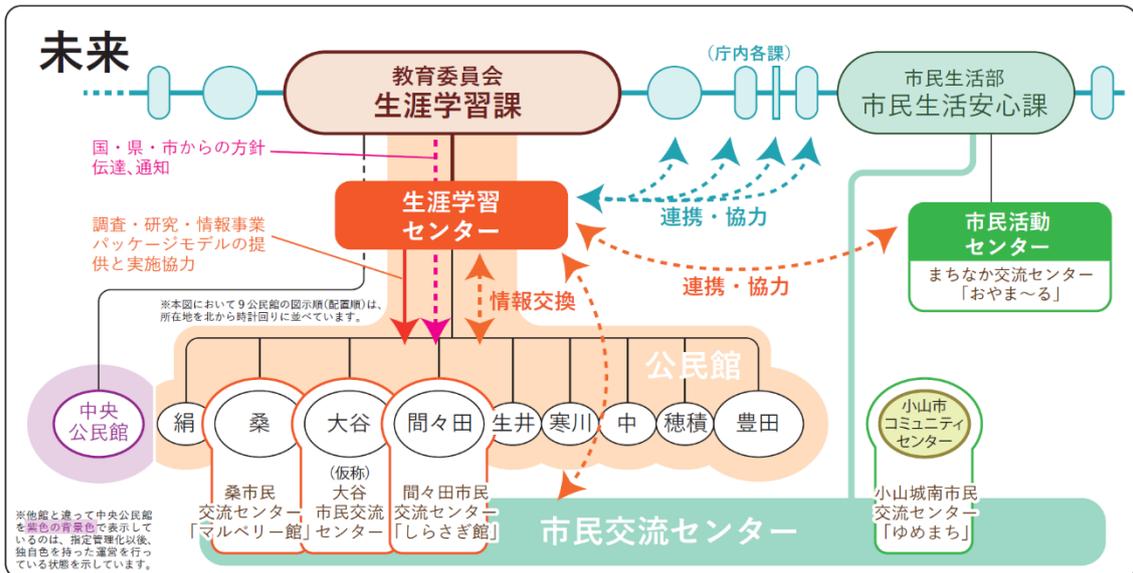
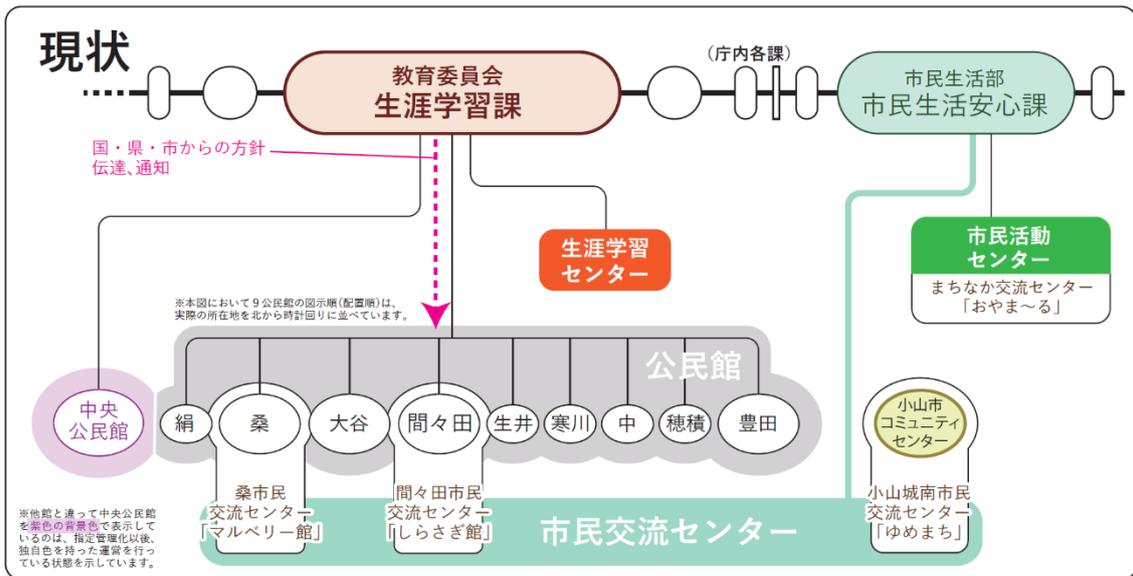
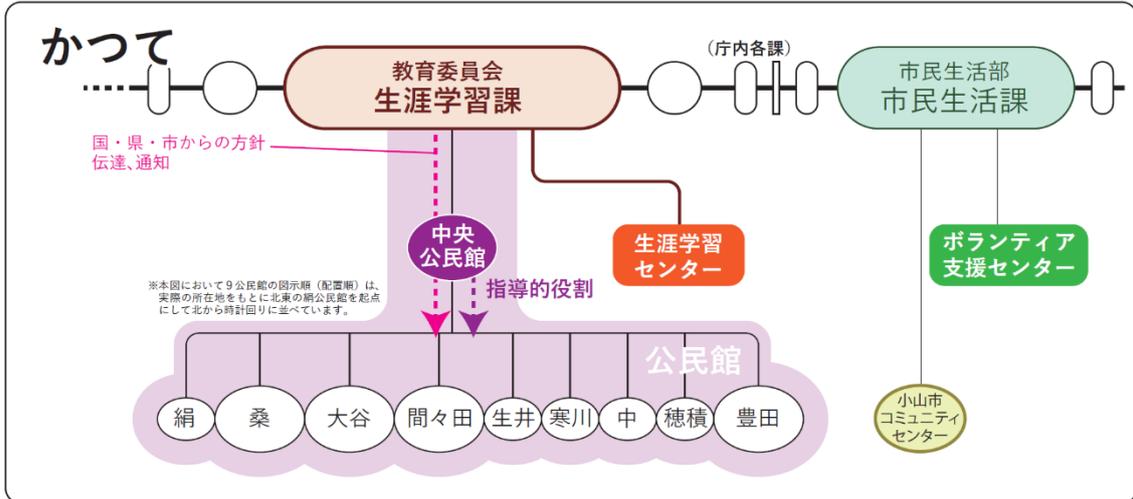
地域課題や市民の興味関心や利害を理解し、適切な学びの活動をコーディネートし提供するため、**社会教育主事¹¹**や**社会教育士¹²**等の社会教育関連資格を有する人材や市民活動を熟知した人材が配置されていることも求められます。

¹¹ 社会教育法第9条の2及び教育公務員特例法第2条第1項及び第5項により、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれた「専門的教育職員」。社会教育主事の職務は社会教育法第9条の3に規定され、「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」こととされる。社会教育主事講習の受講等、社会教育主事になりうる資格を有している者で、都道府県・市町村教育委員会から「社会教育主事」として発令されることで、その職務に就くことができる。

¹² 社会教育主事になるために修得すべき科目等を定めた社会教育主事講習等規程の一部改正によって、令和2年度からはじまった制度。社会教育主事は、都道府県・市町村教育委員会から「社会教育主事」として発令されなければ、その職務に就くことができず、これまでもNPOや社会教育関係団体、企業、学校教職員、PTAなど多様な人達が、資格を有し活躍しながらも「社会教育主事」を名乗ることができなかったことを受け、「教育委員会のみならず他の行政部局や企業、NPO、学校等、広く社会において活かされるよう」、定められた科目を修了した者は「社会教育士」と称することができるようになった。

3-2 小山市立生涯学習センターと関連施設との関係図

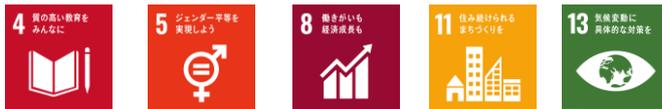
小山市立生涯学習センターと、生涯学習関連施設（公民館、市民交流センター、市民活動センター等）、関係部局とのかつて、今の関係性を現した図、未来の想定図を記載します。



3-3 重点目標（施策）

前項「小山市立生涯学習センターに期待される役割」を基本的な目指す方向性とし、同センター及び生涯学習課で従来実施してきた事業を精選・継続しつつ、新たに同センターとしての重点目標を設定し事業を実施していきます。

重点目標1 生涯学習関連施設の機能の充実



推進計画では、基本目標Ⅳ「生涯学習推進の基盤づくり」－施策の方針1「生涯学習関連施設の機能の充実」において、「市民一人一人がライフスタイルに応じて豊かに学び合い、互いに輝き合えるよう、学びの拠点である小山市立生涯学習センター及び公民館等生涯学習関連施設の機能を強化し、多様な学習機会の充実に努めます」と定めています。

特に小山市立生涯学習センターにおいては、同センターが小山市の生涯学習を推進するための中心機関となることを目指し、以下の方針のもと事業を実施します。

事業の方針

1. 小山市の生涯学習を推進するための中心機関としての機能を強化するため、また本理念のねらいを達成するため、適切な運営形態を選定・採用します
2. 既存事業のうち、およま市民大学、大学開放事業等の知識探求欲を刺激する事業の運営や窓口を小山市立生涯学習センターに集約します
3. 広く市民に関わる地域課題の情報と学びを「親しみやすく」提供します
4. 公民館、博物館、図書館、車屋美術館、その他生涯学習関連施設、その他文化施設との連携体制を強化します
5. 先行モデルとなる新規事業の開発・実施を目指し、公民館等社会教育施設で活用できる講座パッケージづくりを行い、公民館を支援します（防災、コミュニティづくり等様々なテーマ設定が想定できます）
6. 現在は紙媒体で公開している既存の講師・指導者情報誌及びグループサークル情報誌を、データベース化（システム化）し小山市ホームページで公開するなどして、講師側も受講者側も情報にアクセスしやすい体制を整えます
7. 動画配信、SNSなどICTを活用し、ウィズコロナの視点、アフターコロナの視点で講座を展開する方法を模索します
8. 市民アンケート・利用者アンケートを適宜実施し、市民ニーズを把握し、事業の企画に活用します

重点目標2 市民と行政のパートナーシップの推進



推進計画では、基本目標Ⅱ「学びあう機会の充実」－施策の方針1「市民と行政のパートナーシップの推進」において、「生涯学習センター・市民活動センター・公民館、そして専門的な知識・技術を持つ高等教育機関やNPO、企業等との情報交換や連携・協働による講座等を実施します。」と定めています。

特に小山市立生涯学習センターにおいては、以下の方針のもと事業を実施します。

事業の方針

1. 公民館やその他社会教育施設、市民活動センターで活躍する市民団体（NPO等法人も含む）やサークル、その他地域で活躍する企業等を講師に招いた講座を開催し、活動内容の学習・体験による社会参加へのきっかけづくりを行います
2. 小山市立生涯学習センターが位置する中心市街地（小山駅付近）での事業展開も想定し、中心市街地での「商店街のにぎわいの創出」、「まちの中核を担う人々の想い」、「駅前に培われてきた文化」をテーマとした講座を開催し、社会参加へのきっかけづくりを行うため、それらを担う魅力ある人材・団体との交流・連携・協働を行います
3. 小山市市民活動センター「おやま〜る」と連携・情報共有を行います

重点目標3 学びを活かす取組の推進



推進計画では、基本目標Ⅲ「学びを活かした地域づくり」－施策の方針1「学びの成果を活かす取組の推進」において、「市民が学習活動を通じて身につけた知識、技術、経験等の成果を発表する機会の拡充や、成果を活かせる場の充実を図ります」と定めています。

特に小山市立生涯学習センターにおいては、以下の方針のもと事業を実施します。

事業の方針

1. 学んだ成果を活かしたり、地域課題を皆で考えたりする場として、市民が自ら講座を企画する市民企画型講座を募集・開催します
2. 1の市民企画のヒントになる地域課題の情報提供の機会を設けます（学びの種集め支援）
3. 1の市民企画の応募や講座実施に向けた相談・支援業務¹³を行います

¹³ 自主企画講座を実施するにあたっての予算、広報、事務、仲間（人）集め、講座のノウハウ等の支援を行います

重点目標4 人と人、人とまちをつなぐコーディネートの機能の充実



推進計画では、基本目標IV「生涯学習推進の基盤づくり」－施策の方針2「人と人、人とまちをつなぐコーディネートの機能の充実」において、「また、職員の人材育成・資質向上のため、社会教育主事・社会教育士の継続的な養成等、学びを通じた人づくり・つながり作り・地域づくりの専門的な知識を習得した職員の確保に努めます」と方針を定めています。

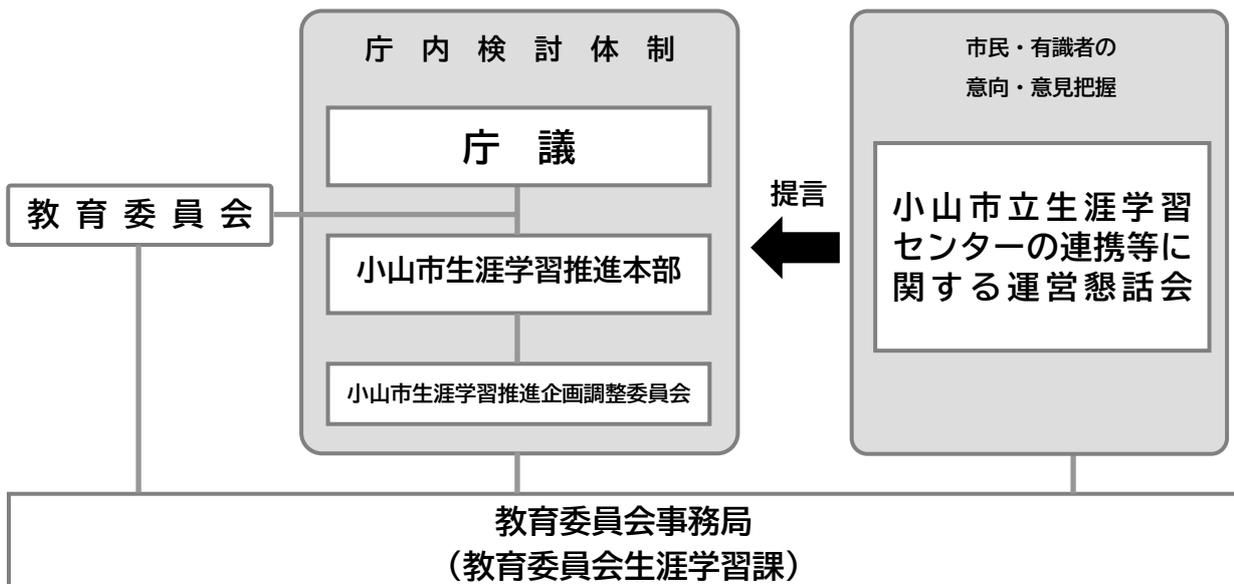
特に小山市立生涯学習センターにおいては、以下の方針のもと事業を実施します。

事業の方針

1. 地域課題や市民の興味関心や利害を理解し、学びの活動をコーディネートできる¹⁴人材を職員として小山市立生涯学習センターに配置¹⁵します
2. 1により配置された職員により学びに係る市民相談を随時受け付けます
3. 社会教育施設勤務職員向け研修及び情報交換の機会¹⁶の研究・企画・実施を行います

3-4 理念を実現するための推進体制

下図に示すとおり、生涯学習推進本部会議での検討とともに、小山市生涯学習センターの連携等に関する運営懇話会において、地域に密接した施設として、同センターに対する市民および有識者の皆様からご意見・ご提案をいただき、運営方針に反映していきます。



¹⁴ 第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(R2.9) 2.新しい時代の生涯学習・社会教育の広がり と 充実に向けて(2) 推進のための方策①学びの活動をコーディネートする人材の育成・活用

¹⁵ 社会教育主事、社会教育士、市民活動等に明るい職員の配置だけでなく、教育委員会だけでなく市長部局が、社会教育の観点から市民の主体的なまちづくりを支援できる施策・事業を実施していく視点を持つことが重要であると考えられます。

¹⁶ 脚注4にて述べた各種有資格者職員のほか、資格を有さずとも、実態として公民館等社会教育施設ではコーディネート能力が求められることも大いに考えられるため、広く社会教育施設に勤務する職員を対象とします。

第4章 具体的施策・事業

4-1 理念を具体化するための4つの視点

理念及び目標（施策）を、事業として具体化する・企画する際に、念頭に置くべき4つの視点（キーワード）¹⁷を設定します。

1 活性化

「市民の深い学びを支援する」、「仲間づくりを支援する」など、
生き活きと学べる場を作れているか

2 好奇心・向上心

「背伸びしても良い、失敗しても良い、まずはやってみることで学びを得られるか」など、
市民の好奇心・向上心を尊重しているか

3 安心・信頼

「互いを尊重する、互いに共感する、互いのプライバシーを守る」など、
安心して学び交流できる環境が作れているか

4 貢献・共感

- ①実施する各事業が市民のニーズに応えることができているか
- ②市民に「他者の目線に立てているか」、「相手の心に寄り添っているか」などの観点を提供できているか

以上4つの視点を念頭に、重点事業を設定します。

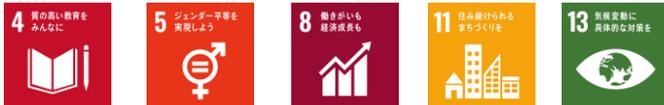
¹⁷ 成果指標を作成するための視点としても活用します

4-2 重点事業

(凡例)【重点事業No.】「名称」《該当する重点目標の番号》**新**＝新規事業

ここでは、「第3章 3-3 重点目標(施策)」のうち、現在検討中の事業案の一例をお示しします。
なお、以下の各自治体事例の掲載については、各自治体の許可を得ています。

【重点事業1】「社会教育施設・その他団体との連携」《重点目標1・2・4》



小山市の生涯学習の拠点としての生涯学習センターは、市民に対し親しみやすく深い学びを提供するため、多様な主体と連携します。

連携の結果として、社会教育施設・その他団体との共催事業・連携事業を実施する際には、広く市民にかかわる地域課題を学びのテーマとして選択し、公民館や市民活動センターで活躍する人材・団体を活用することをねらいとします。

実施案(1)「社会教育施設、その他団体職員間の交流・連携」 **新**

社会教育施設、その他団体職員同士の交流の場(社会教育施設職員意見交換会など)を設け、連携を密にすることにより、幅広い情報の提供・人材の発掘、発掘された人材や団体のコーディネート、互いの事業実施のためのアイデア創出に役立てます。

成果指標(案)

指標項目	項目内容・説明
社会教育施設職員意見交換会の実施回数	年2回程度開催し、担当者間の交流、情報交換を行います
地域や所属、分野を超えた人材や団体の活用数	連携により生まれたネットワークにより、結びつけられた(コーディネートできた)件数により、連携の効果を測ります(年度ごとの施設対象のアンケート調査を行います)

実施案(2)「公民館先行モデル事業としての防災教育の取組」 **新**

生涯学習センター(生涯学習課含む)、市民生活安心課、危機管理課とで連携し、小山地区を対象とした防災教育を実施します。すでに危機管理課において、自主防災組織設立への働きかけを実施しているところです。

生涯学習センターにおいては、地域の公民館と連携し、自主防災組織設立の前段階として、きっかけとしての防災の学びを提供していきます。

防災というテーマを選択した理由は、どんな市民にも関わる、身近で目的を共有しやすい¹⁸地域課題であるためです。

この事業の目標は、地域課題に多くの市民が主体的に取り組むきっかけ・体験を提供することであり、心理的障壁を取り除き、地域課題に自ら取り組むことの意義ややりがいを感じてもらうことです。このことによって、市民活動分野に対する社会教育の寄与・貢献が期待できます。

¹⁸ 中教審答申(H30.12.21)2. 新たな社会教育の方向性(住民の主体的な参加のためのきっかけづくり)

成果指標（案）

指標項目	項目内容・説明
防災教育講座開催数	生涯学習の拠点として、生涯学習センターにて先行モデルとして実施したのち各公民館へ展開をしていくことを計画していきます
防災教育講座受講者のうち学んだことを活かして普段の生活や地域での活動に活かした割合	講座受講により得られた知識が実生活に定着したか、活かしているかを測ります（受講後受講者に対してアンケート調査を行います）

実施イメージ

≪他自治体先行事例1≫福岡県福岡市 箱崎公民館

乳幼児や未就学児を子育て中の保護者対象とした防災講座
公民館と地域の自主防災会との共催であることも地域との連携を行うことができている事例です。

- ・子育て世代対象
- ・高齢者対象
- ・地域の担い手である青年対象
- ・小中高生等青少年対象 など

対象・ターゲットを絞ることで、参加しやすい・ニーズに沿った企画内容とすることができます。

-21-

≪他自治体先行事例2≫東京都小金井市 公民館東分館

令和3年度公民館東分館 男女共同参画講座

保育付

毎日の暮らしに役立つ、
今すぐできるアウトドア防災講座

防災、と聞くと、なんだか堅くて難しそう、というイメージではないですか。この講座では、アウトドアの知識を活かしたアウトドア防災ガイドの、あんどろりすさんをお招きし、日常からの心がけや備え、モノ選びについて具体的に学びながら、防災時を乗り切る知恵や工夫について楽しみながら考えます。毎日の生活を、防災に活かしてみませんか。

第1回

12/2(木) **テーマ** アウトドア流！楽しく学ぶ女性のための実践防災講座
10時～正午 女性の視点を取り入れた、実践的な防災の知恵や工夫を学びます。

第2回

12/9(木) **テーマ** 新型コロナウイルス期の実践防災講座
10時～正午 コロナ禍での、災害対策についての知恵や工夫を学びます。

【場 所】 公民館東分館集會室A・B
【対 象】 第1回は、市内在住・在勤・在学の女性の方。第2回は、市内在住・在勤・在学の方。
【定 員】 20人(申込順)※ 各回でのお申込みとなります。
【参加費】 無料 ※参加当日、自宅での検温とマスク着用をお願いします。
【保 育】 概ね2歳以上の未就学児5人まで。要事前申し込み。

講師：あんどろりすさん
(アウトドア防災ガイド)

阪神淡路大震災の経験とアウトドアスキルを使った日常にも役立つ防災情報を、ママ友に話したのが2003年。子育てバックをそのまま防災バックに、LEDヘッドライトを子育てに使う技などアウトドアの知恵を日常にも防災にも取り入れる方法をいち早く紹介。生きる知恵が得られると好評で、口コミで全国に広がり、講演は毎年100回以上。内閣官房国土強靱化推進室、弁護士会、医師会、助産師会、保育士会、防災士会、消防団など支援者研修も多数。リスク対策.com、Yahoo 個人ニュースオナー、共同通信社の連載で地方新聞(各地)にて「アウトドア防災」を連載。企業誌での執筆、リスク対策.com 名誉顧問、女性防災ネットワーク東京呼びかけ人、FM 西東京バーソナリティ。
著作「家族の笑顔を守る暮らしの知恵 りすの四季だより」新編新聞社、他。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催を控えさせていただく場合があります。

応募方法 11月5日(金)午前9時から電話、または公民館東分館窓口で受付
お問合せ 公民館東分館 ☎042-384-4422

近年流行であるアウトドアと防災を絡めた企画です。

アウトドアという親しみやすいテーマをきっかけに防災の学習へとつなげています。

コロナ禍における防災の実践についてもテーマとしています。

実施案(3)「地元中心市街地関係者との連携事業」 

小山商工会議所ほか、生涯学習センター付近(小山駅周辺)中心市街地の魅力ある商店・人材・団体にご協力を依頼し、連携した講座を開催します。

地酒、野菜、カフェなどの小山市の美味しいものの開発や販売、おしゃれで楽しいまちなか活性化イベントなどの実施など、小山市の魅力アップに取り組まれている市民の方々がたくさんおられます。魅力ある地元の専門家とともに、親しみやすい(美味しい・楽しい・おしゃれな等)講座を開催し、楽しい体験と学びを提供するとともに、中心市街地活性化の市民の方々の取り組みについても紹介、受講者のイベント等への参加を促します。

講座の受講者が駅周辺での地域イベントへの参加につながることで、つまり地域活動への参加・参画のきっかけを作る効果をねらいます。さらに小中高生など青少年に対して開催すれば、地域の魅力ある大人の姿を見せることでキャリア教育の効果、ふるさとへの愛着醸成の効果も見込まれ、幅広い展開が期待されます。

成果指標（案）

指標項目	項目内容・説明
地元企業・人材・団体連携事業開催数	社会参加をしたことのなかった大人や子どもの地域イベントへの参加という中期目標を想定し、地元企業・人材・団体の方々へのご協力を依頼、協議をさせていただきながら、講座等の企画・開催を実施できた数を測ります
地元企業・人材・団体連携事業参加者のうち地元イベント参加率	きっかけを経て地元の催しに参加する意欲が高まったことを測ります

実施イメージ

≪他自治体先行事例≫岡山県岡山市 建部町公民館

岡山市立建部町公民館

…背景…

建部町は、現在人口 5,500 人。高齢化率は 43%。人口は急速に減少し、少子高齢化が進んでいる。建部中学校は現在、全校生徒 94 名。人数が少ないことで一人ひとりが大切にされるという良さの反面、1 学年 1 クラスというクラス替えのない 3 年間、そして部活の種類が限定されているということなど、選択肢の少ない中学生時代を送っている現状がある。進学時には建部に高校がないことから必然的に地域外へ出ることになり、さらに就職を考えた際にも仕事の数や種類の少なさ、また高齢化による担い手不足などが要因で休廃業の増加も懸念される状況。そうした背景から、建部の中学生は「なりたい大人像を描きにくい」のではないかと心配を抱いた。

…活動…

ひとつは「たけべ塾」。建部の魅力を様々な大人から学ぼうと、建部で活躍する魅力的な大人を招き、その生き方や価値観、建部への思いを聞くことで、中学生それぞれの中間にふりまきと建部への思いを形作ることが目的。



「たけべ部」の挑戦!!

さまざまな建部の未来をつくる!



…なりたち…

「建部の中学生には、様々な大人との関わりの中で、今の自分自身や未来の自分、そして未来の建部について考え行動できる場を、継続的に持つ必要がある!」という大人たちの声により、大人たちによる実行委員会が立ち上がり、2018 年 4 月より「たけべ部」が始まった。




地域を盛り上げたい地域の若手住民による実行委員会が主催する「たけべマルシェ」のリーダーの話聞いた中学生たちが、自分たちもお店を出して地域の人、地域外の人をおもてなししたい、と企画をし、自分たちで調理した「たけべっ子カレー」を販売。

「ありがとう」「おいしかったよ」というお客さんの声に、「めっちゃ楽しかった!」と達成感を得た様子でした。

「たけべ部」の活動

地元で活躍する魅力的な大人を講師に招き、その生き方や価値観、地元への思い、取り組みのようすを中学生に伝えます。

中学生達も自分たちで企画し、地元の若手住民により構成される実行委員会が主催する「たけべマルシェ」に参加しました。

「様々な大人との関わりの中で、今の自分自身や未来の自分、そして未来の地元について考え行動できる場を、継続的に持つ」ことができたという効果が見られています。

令和元年度岡山県生涯学習センター「第3回公民館職員が選ぶ!講座アワード」グランプリ

【重点事業2】「市民自主企画講座開催支援事業」(案)《重点目標2・3》 **新**



「学んできた成果を活かして、講座を開いてみたい」「自分達の活動を充実させたい」「地域社会の課題を皆で考えたい」等々、そんな思いをサポートする、市民が講師となる市民企画型講座の開催を支援する事業です。

実施案(1)「地域の学びの種の集め方講座」(案) **新**

市民が自ら講座を開催するために必要となる、講座のテーマ＝地域課題(学びの種)をどうやって探していくのかのヒントを提供する講座です。

課題の探し方、探し方(調査)のイロハ、参加者の集め方などの様々なテーマについて、講座のほか各種媒体などを用いて、市民の皆様にはヒントを提供します。

成果指標(案)

指標項目	項目内容・説明
学びの種の集め方講座実施数	学びの種の集め方の情報が市民にとって入手しやすい環境づくりをしているかどうかを測ります
学びの種(地域課題)発見数	上記講座の中で、学びの種(地域課題)を発見できた件数を測ります
学びの種集め方講座受講者のうち、市民自主企画講座への応募数	上記講座を受講し、学びの種を発見できた受講者またはグループのうち、市民自主企画講座の応募を行うことができた件数を測ります

実施案(2)「市民自主企画講座開催支援事業」(案) **新**

様々な活動で培った知識や学習成果の発表を行うため、また地域課題に取り組むために学びたい市民の意欲に応えるため、講座の開催方法、企画方法、周知方法などの支援、講座開催場所の提供を行い、地域の学びを活性化させる人材の活躍を後押しします。個人の学びだけに留めない、共に学び合い交流する学習環境の充実を図ります。

成果指標(案)

指標項目	項目内容・説明
自主企画講座応募件数(または支援件数)	自主企画講座の募集に対して応募された件数、または支援した件数を測ります。
講座開催実現数	応募された市民企画のうち生涯学習センターの支援を受け、講座が実現できた件数を測ります。市民同士が学びを活かす趣旨を理解し、共に学び合い交流する機会を開催できた指標とします。

実施イメージ

≪他自治体先行事例1 東京都 町田市生涯学習センター≫

市民団体、サークル
または気の合う仲間と

**講座づくりにもちだす
チャレンジしませんか？**

2022年度市民提案型事業
講座づくり☆まちチャレ

★応募できる方★
・市内在住の代表者を含む3名以上（市内在住・在勤・在学の方が半数以上）のグループで学習講座の企画・運営を試みたい方。
・裏面「応募できる方・運営委員」も参照してください。
※ご注意：講師は運営委員にはなりません！

Step1
日頃の生活の中で、気づいたこと、こうできたらなあ、したいなあということはありませんか？皆さんの日頃の活動や地域生活の中の気づきやひらめきは、講座が生まれるきっかけになります。

Step2
一歩進んで、仲間と思いを実現する場をつくりたいと思ったら説明会へ行ってみましょう。講座企画の経験がない方も大歓迎。申込書を提出して面接（ヒアリング）に参加します。

Step3
講座当日に向けて、職員と一緒に準備を行い、講座を実施します。

Step4
自分たちで講座を行うと、新たな気づきや出会いに繋がっていくかもしれません。

★まずは説明会（必須）にご参加ください★（①②同内容です）
◆日時：3月26日（土）① 9:30～10:30（終了後 前年度団体の事例発表があります）
② 14:00～15:00（前年度団体の事例発表動画を視聴します）
◆場所：町田市生涯学習センター6階 学習室1・2（原町田6-8-1町田センタービル）
◆申込：2月16日（水）9:00～電話受付 生涯学習センター☎042-728-0071

◆申込方法

- ・会場の都合によりグループから2名程度をお願いします。
- ・申込み方法や選考基準、スケジュールの説明と質疑応答を行います。
- ・オンラインでの参加も可能です。詳細はお問合せください。
- ・説明会終了後、申込書をお返しします。

町田市HP

主催 / 町田市生涯学習センター

東京都町田市の市民提案型事業

提案を複数募集し、うち一部は市がテーマ・分野を指定しているが、その他は幅広いテーマでの企画が可能です。

市は予算面、企画面での支援を行います。

公益に資する講座とするため、募集では営利目的、特定の政党や宗教を支持・宣伝・普及する内容、政治的中立性を損なうもの又は公序良俗に反する内容を認めないほか、事業の採択にあたりヒアリング・選考が行われます。

≪他自治体先行事例2 千葉県 千葉市生涯学習センター≫

市内を中心に、継続して
地域活動などを行っている
団体・グループの皆様へ

受付期間
12/1～1/9

2022年度 千葉市生涯学習センター
市民自主企画講座

企画案募集

応募資格 市内を中心に継続して地域活動などを行っている団体・グループ
講座実施時期 2022年5月～12月
募集テーマ **地域や社会の課題を解決することを目的にした講座**
(生活に役立つ、地域の活性化を図る、子育て等)
募集講座数 9講座程度 ①平日の部 5講座 ②土日の部4講座程度
※1講座→2時間程度×2回～4回
※1団体1講座 ※オンラインでの講座企画も可能
受講者定員 12人程度（スタッフを含む参加者が会場の定員の半数を超えないように）
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によって変更となる場合もあります
委託料 1講座につき5万円まで（講座実施に必要と認められた経費のみ）
受付期間 2021年12/1（水）～2022年1/9（日） 9時～17時
※12/27、12/29～1/3は休館日のため除きます
提出方法 上記の受付期間内に生涯学習センター3階事務室まで、以下3点をお持ちください。
①所定の「企画申請書（提出用）」（金5頁） ※HPからダウンロードできます
②活動の概要や状況がわかるもの（パンフレット等）
③団体の規約（写し可） ※規約を定めていない場合は不要です
書類審査 書類審査（一次選考）を通過した場合は、1/23（日）の選考委員会（二次選考・プレゼンテーション）において企画した講座の内容について説明をしていただきます。一次選考通過者で二次選考に参加できない場合は選考の対象外となります。
募集要項配布期間 2021年11/1（月）～2022年1/9（日）
募集要項は、生涯学習センター館内およびHP上で配布

応募の詳細は必ず生涯学習センター館内およびHPで配布している**募集要項**でご確認ください

企画申請書の書き方や募集要項の内容について事前のご相談を受けています。
ご希望の方は、下記までお問い合わせください。

千葉市生涯学習センター 学習推進グループ
〒260-0045 千葉市中央区弁天3-7-7
TEL: 043-207-5820 FAX: 043-207-5822
URL: <https://chiba-gakushu.jp/>

千葉県千葉市生涯学習センターの市民自主企画講座

千葉市では地域課題の解決を目的とするテーマに絞って企画案を募集しています。

予算面、企画面での支援を行います。

公益に資する講座とするため、募集では営利目的、特定の政党や宗教を支持・宣伝・普及する内容、政治的中立性を損なうもの又は公序良俗に反する内容を認めないほか、事業の採択にあたりヒアリング・選考が行われます。

【重点事業3】「地域の学びの活動をコーディネートする人材の配置」《重点目標1・4》



小山市生涯学習センターに、学びの活動をコーディネートできる人材である、社会教育主事、社会教育士等の資格を有する職員を配置するとともに、職員の社会教育主事講習への派遣（人材育成）を実施し、小山市長部局・小山市教育委員会事務局での有資格者を増やします。

そのほか、上記各有資格者だけでなく公民館等社会教育施設所属職員向け研修及び情報交換の機会の研究・企画・実施を行います。

成果指標（案）

指標項目	項目内容・説明・今後の予定
小山市職員の社会教育士養成者数	年2名の社会教育主事講習派遣
学びの活動をコーディネートする職員向けの研修・意見交換会の実施数	既存の公民館長会議、公民館主事研修、社会教育指導員会議等の内容を検討します

社会教育士
知っていますか？

私たちのまちや暮らしにある様々な課題。その課題の解決に向けて、地域に暮らすみなさんを支えるのが「社会教育士」です！

社会教育士は、地域のヒト、コト、モノの情報や地域の想いや願いを共有し、地域の人たちに伴走しながら

地域の人たちと一緒に学びの機会をつくり、新たな人との出会いやつながりをつくり、持続可能な地域をつくる

社会教育士は、規定の科目を学修し専門性を身につけた、まさに地域のコーディネーターです。まちと人の笑顔をつくる社会教育士として活躍してみませんか？

詳しくは特設サイトへ

文部科学省 社会教育士

参考）社会教育士の設置趣旨（文部科学省HP）
地域が自ら地域課題を解決していくためには、
○地域の課題に対する当事者意識を持って、
○より多くの人々や活動が協働しながら
○これまでの経験や学んだ成果を生かし、工夫しながら参加できる地域活動や市民活動を豊かにしていくことが求められています。

地域を面白くしたい、新たな人ともっと出会いたい、多様な人ともっとつながりながら活動したい、という前向きな気持ちになれる「きっかけ」が必要です。

このきっかけにあたる取組を、人々の自由で自発的な学習活動を支援する社会教育という分野では、「学び」と呼んでいます。こうした「学び」を社会のいたるところにたくさん仕掛け、豊かな地域づくりへの展開を支援する専門人材が、社会教育士です。

出典：文部科学省社会教育士特設サイト
https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00667.html

【継続事業】

既存事業を精選し、実施します。

(凡例)【継続事業No.】「名称」(これまでの所管)

【継続事業1】おやま市民大学事業(生涯学習課)、その他教養講座(小山市立生涯学習センター)
学識経験者による専門講座、教養講座、健康増進講座等

【継続事業2】高等教育機関連携事業(生涯学習課)

白鷗大学市民開放講座、宇都宮大学サテライトプラザ、小山工業高等専門学校の出前講座等、より専門的な知識探求欲をくすぐる事業

【継続事業3】コンサート・イベント主催事業(小山市立生涯学習センター)

小山市立生涯学習センター施設のホールを活用した音楽・演劇等文化芸術事業

【継続事業4】貸館事業(小山市立生涯学習センター)

小山市立生涯学習センター施設のホール、ギャラリー、セミナー室等の貸館業務

【継続事業5】公民館関係事業(生涯学習課)

公民館運営審議会、公民館長会議、社会教育指導員会議、公民館主事研修

第5章 理念の点検・評価

5-1 理念の点検・評価

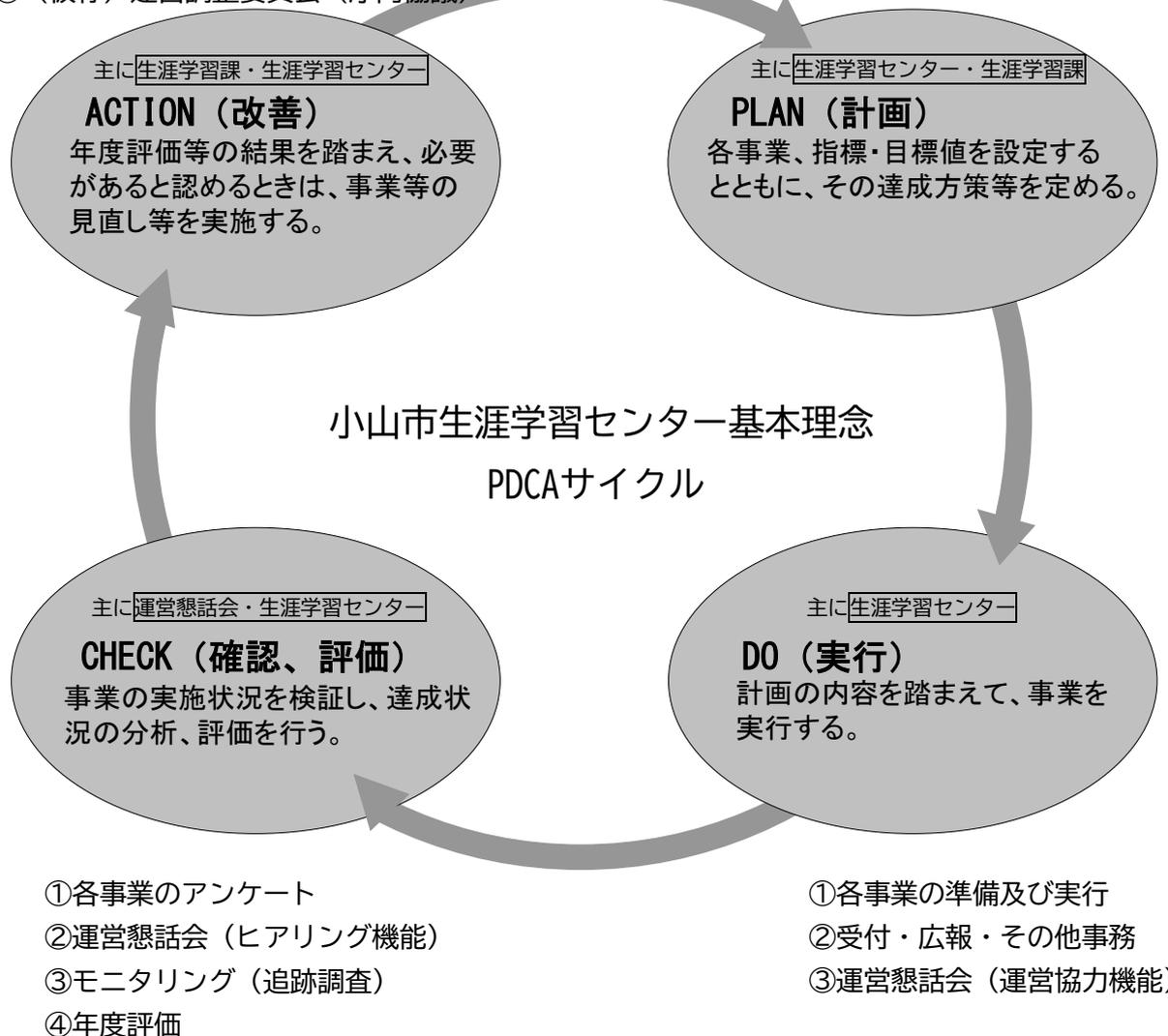
小山市生涯学習センター基本理念の推進にあたっては、各年度において理念に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の重点目標（施策）の実施や事業の見直し等に反映させていきます。

本理念では、関係各課による重点目標（施策）・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PDCAサイクルによる効果的な進行管理を行います。

■PDCAサイクルのイメージ図

- ①年次計画づくり・ヒアリング
- ②運営懇話会（意見交換機能）
- ③（仮称）運営調整委員会（庁内協議）

- ①年次計画づくり
- ②各事業の実行委員会
- ③運営懇話会（意見交換機能）



用語集

《か・カ行》

○公民館

社会教育法第20条「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」施設。

《さ・サ行》

○社会教育

国民の生活の多様な機会と場所において行われる各種の学習を教育的に高める活動を総称するもの

○社会教育施設

図書館、博物館、公民館、その他の社会教育施設（教育基本法第12条第2項）

○生涯学習

自発的意思に基づき、必要に応じ、自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行うもの

○生涯学習関連施設

社会教育施設の他、教育的意図をもって学習機会を提供し、学習活動を支援しているコミュニティセンター、市民活動センター、社会教育に利用される学校施設などを含む広義の呼称

○その他の社会教育施設

青少年教育施設、女性教育施設、劇場・音楽堂等、生涯学習センター

《た・タ行》

○中央教育審議会

文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べる会議で、教育制度分科会、生涯学習分科会、初等中等教育分科会、大学分科会を設置している。

《な・ナ行》

○ネットワーク型行政の実質化

社会教育事業を実施するという文脈において、特定の部局だけで完結させず、市長部局、NPO、大学、専門学校、民間事業者等、多様な主体との連携・協働を実現して事業にあたることでできている状態になること。

《ら・ラ行》

○リカレント教育

リカレント（recurrent）の意味は、「循環や再発」。社会人になった後も、必要なタイミングで教育機関や社会人向け講座に戻り、学び直すことを指す。元々はスウェーデンで提唱された。

資料 1

小山市立生涯学習センター条例

(平成29年3月15日改正、同年4月1日施行)

○小山市立生涯学習センター条例

平成6年3月25日

条例第1号

改正 平成8年12月24日条例第24号

平成18年9月29日条例第35号

平成29年3月15日条例第17号

(設置)

第1条 生涯学習活動をはじめ様々な市民活動をとおして市民相互の交流を促進するとともに、商店街の活性化による地域づくりに寄与するため、生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小山市立生涯学習センター

位置 小山市中央町3丁目7番1号

(指定管理者)

第3条 市長は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

(1) センターの施設及びこれに付属する設備等（以下「施設等」という。）の利用の許可に関するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、センターの運営に関し必要なもの（市長のみの権限に属するものを除く。）

(指定管理者への適用)

第5条 前2条による場合における第6条、第7条第2項、第9条、第11条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」又は「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

(使用の許可)

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。また、許可事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

(使用料)

第7条 使用者は、使用許可を受ける際、次に掲げる使用料を納付しなければならない。

(1) センター使用料 別表に定める額

(2) 付属器具使用料 教育委員会が定める額

2 前項の規定にかかわらず教育委員会が認めるときは、使用者は、同項の規定と別の時に使用料を納付することができる。

(利用料)

第8条 第3条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、前条に規定する使用料は、利用料とする。

2 前項の利用料は、指定管理者の収入とすることができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第7条に規定する使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第10条 すでに納付した使用料は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責によらない事由により使用することができなくなった場合

(2) 使用日から起算して5日前までに使用の取消しを申し出た場合

(損害賠償)

第11条 使用者は、その使用によりセンターの施設及び付属器具を損傷又は滅失したときは、教育委員会の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(立入調査)

第12条 教育委員会は、必要に応じて貸与した施設の立入調査をすることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年12月24日条例第24号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の小山市立生涯学習センター条例第5条の規定にかかわらず、施行日以後に使用する許可をこの条例の公布日以前に受け、かつ、使用料を既に納付してあるものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月29日条例第35号)

この条例中第1条の規定は、公布の日から施行し、第2条の規定は、最初の指定管理者によるセンターの管理の開始日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日条例第17号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

基本使用料

使用区分		時間区分	A	B	C
		9時～12時30分	13時30分～17時	17時30分～21時 30分	
ホール	平日		3,500円	3,500円	3,500円
	日曜日、土曜日及 び祝日		4,000	4,500	4,500
ギャラリー	平日		3,000	3,000	3,000
	日曜日、土曜日及 び祝日		3,500	4,000	4,000
セミナー室			1,200	1,200	1,500
和室			1,200	1,200	1,500
託児兼資料室	1回				500
学習室					無料

備考

- 1 入場料若しくは教授料を徴収する場合又は主たる使用目的に付随して展示物等の販売を行う場合は、規定の使用料の2倍の額とする。
- 2 施設等（託児兼資料室及び学習室を除く。）を使用時間の延長許可を受けて使用する場合の使用料は、1時間（1時間に満たない時間及び1時間に満たない端数の時間は1時間とする。）につき使用区分Bの欄の使用料の4割の額とする。
- 3 託児兼資料室の使用は、他の施設の使用許可を受けた者について許可する。回数の算定は、一日における使用許可の範囲を1回とする。
- 4 学習室の使用は、20歳以下の者（大学、短期大学又は専修学校の専門課程に在学している者を除く。）に限る。

資料 2

設置当時の小山市立生涯学習センター条例

(平成6年3月16日議決、同月25日公布、同年4月1日施行)

議案第 17 号

小山市立生涯学習センター条例について

小山市立生涯学習センター条例を次のように定める。

平成 6 年 2 月 25 日提出

小山市長 船 田 元 章

副市長 船 田 元 章

教育長 船 田 元 章

市長 船 田 元 章

副市長 船 田 元 章

教育長 船 田 元 章

市長 船 田 元 章

副市長 船 田 元 章

教育長 船 田 元 章

市長 船 田 元 章

小山市立生涯学習センター条例

(設置)

第1条 生涯学習活動をはじめ様々な市民活動をとおして市民相互の交流を促進するとともに、商店街の活性化による商業の振興をとおして地域づくりを進めるため、生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小山市立生涯学習センター

位置 小山市中央町3丁目7番1号

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 学習情報の収集及び提供並びに学習相談
- (2) 学習プログラムの開発及び提供
- (3) 講座、講習会、展覧会等の開催
- (4) 地域づくりの推進
- (5) 健康づくりの推進
- (6) 施設及び付属器具等の貸与
- (7) その他目的達成に必要と認められる事業

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。また、許可事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

(使用料)

第5条 使用者は、使用許可を受ける際、次に掲げる使用料を納付しなければならない。

- (1) センター使用料 別表に定める額
- (2) 付属器具使用料 教育委員会が定める額

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第7条 すでに納付した使用料は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責によらない事由により使用することができなくなった場合
- (2) 使用日から起算して5日前までに使用の取消しを申し出た場合

(損害賠償)

第8条 使用者は、その使用によりセンターの施設及び付属器具を損傷又は滅失したときは、教育委員会の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(立入調査)

第9条 教育委員会は、必要に応じて貸与した施設の立入調査をすることができる。

(運営委員会)

第10条 センターの適正かつ円滑な運営を図るため、小山市立生涯学習センター運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 生涯学習関係団体の代表
- (3) 学識経験者

4 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときはその職を失うものとする。

(職員)

第11条 センターに、館長、社会教育主事その他の職員を置く。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

基 本 使 用 料

時間区分 使用区分		A 9時30分～ 13時	B 13時30分～ 17時	C 17時30分～ 21時30分
		ホー ル	平日	3,000円
	日曜日、土曜日 及び祝日	3,500	4,500	4,500
ギャラリ	平日	2,500	3,000	3,000
	日曜日、土曜日 及び祝日	3,000	4,000	4,000
セミナー室		1,000	1,200	1,500
和室		1,000	1,200	1,500
託児兼資料室	1回	500		

備考

- 1 入場料若しくは教授料を徴収する場合又は主たる使用目的に付随して展示物等の販売を行う場合は、規定の使用料の2倍の額とする。
- 2 使用時間の延長許可を受けて使用する場合の使用料は、1時間（1時間に満たない時間及び1時間に満たない端数の時間は1時間とする。）につき使用区分Bの欄の使用料の4割の額とする。
- 3 託児兼資料室の使用は、他の施設の使用許可を受けた者について許可する。回数の算定は、一日における使用許可の範囲を1回とする。

(提案理由)

広範にわたる市民活動をとおして市民相互の交流を促進するとともに、商業の振興をとおして地域づくりを進めるための施設として、生涯学習センターを設置するため、本条例案を提案するものである。

資料 3

(仮) 情報交流センターの運営のあり方について (答申)

(平成5年10月小山市生涯教育推進協議会答申)

事務連絡
平成5年10月18日

生涯教育推進協議会委員
各課（館・室・所）長 様

小山市教育委員会
社会教育課長 伊藤 建一

資料の送付について

この度、小山市生涯教育推進協議会（玉野安一会長）より、別添写しのとおり、（仮）情報交流センターの運営のあり方についての答申がありましたので、参考資料としてお送りします。

記

- 1 資料 生涯教育資料平成5-02
『（仮）情報交流センターの運営のあり方について』
- 2 部数 1部

（社会教育課生涯教育係）
（電話22-9666）

(仮) 情報交流センターの運営のあり方について (答申)

平成5年10月12日

小山市生涯教育推進委員会

(仮) 情報交流センターの運営のあり方について (答申)

平成5年10月12日
小山市生涯教育推進協議会

はじめに

本協議会は平成5年7月13日、小山市生涯教育推進本部長（小山市長）より『(仮) 情報交流センターの運営のあり方について』の諮問を受けた。

諮問の内容は、平成6年6月に開館を予定する(仮) 情報交流センターの管理運営のあり方について、本協議会の意見を伺うというものであった。

本協議会は、本案件について7月13日、9月17日、10月8日に全体会及び部会（10月5日起草委員会）を開催し、慎重に意見を交換したが、一応の成案を得たので、ここに答申するものである。

なお、短期間の協議のため具体性を欠く面もあるが、今後の運営を通してその充実を図ってほしい。

1 (仮) 情報交流センター設置のねらい

小山駅西再開発ビル（地下1階、地上7階、約4万平方メートルの複合商業施設）の6階に予定される(仮) 情報交流センターは、商業ゾーンに教育（学習）や文化を持ち込むことによって、コミュニケーションを図り、まちの活性化を促進する。さらに、市民の教育的文化的資質の高まりをも狙おうという構想の下に建設される県内で初めての施設である。

この構想によれば、多くの人々が集まる施設において、市民が相互に情報を入手し、提供し、交換しあうことで、文化交流が深まることが期待される一方、市民が自ら行う学習活動が容易になって、活動の活性化が期待されることになる。また、小山市自体も、同センターに事務局を設置し、主催事業を展開することによって、市民との間にコミュニケーションを図る機会が深まり、結果としてまちづくりに寄与しうる基盤が形成されることになるもの

と思われる。

こうした効果をもたらすことが期待される同センターは、立地条件から考えて、市民サービスを機能の中心にすえて、充実させていくことが必要と考える。

以上を踏まえて、同センターが市民の教育・文化・スポーツ・福祉活動をはじめ様々な市民活動の活性化に供されることが、設置のねらいである。

2 (仮)情報交流センター管理運営の在り方

(1) 運用について

- ① 今日の生涯学習はいつでも、どこでも、だれでもが学習に参画して自らを高めることができるようにすることを目途としているが、この施設の利用にあたっては、利用者負担を原則とする。

ただし、本原則をすべての利用者に一律に適用するというのではなく、貸し出し料金も催事の内容(目的、営利・非営利か、有料・無料の別など)によって差異をつける必要がある。

なお、貸し出し料金(使用料)の設定は、基本的には利用が容易になるよう、低額に設定すべきである。

- ② 施設の利用範囲および利用者の対象については、社会教育法第20条を取りはずし、第23条を弾力的に解釈することで、生涯学習施設として多様な利用をしたいと考える。

つまり、施設の利用範囲は教育・文化・スポーツ・福祉の分野にとどまることなく、作品の展示・頒布なども含め、広く市内外の活動も対象としたい。

なお、同一団体・個人の定期的な利用も可能にして利用の拡大を図りたい。

また、利用者については、同センターが小山駅西という地の利に立地するということを勘案すれば、小山市民のみならず、広く小山市内外にわたることが考えられるし、何より本市で様々な催事が行われること自体を重んじることが大切であるからである。

ただし、以上の措置であっても行き過ぎた利用については、一定の歯止めを講ずることによって、公的機関としての責任と役割を十分に発揮させるべきである。

例えば

- 物品頒布を主目的とするような利用については、一定の制限を加える。
- 同一団体・個人の定期利用についても、これを野放しにすることなく、他の利用者とのバランスを考慮して、利用回数に一定の歯止めをかける。

③ 情報提供事業は、学習情報を中心に取り扱うこととして、合わせて行政情報や文化施設情報も可能な限り扱うものとする。

- 学習情報の提供は不可欠の要素となっており、同センターが小山市における実質的な意味での学習情報センターとしての方向を目指すものである。
- 公共施設の利用状況にかかる情報やスポーツ施設の予約業務なども、取り扱うべきである。
- 行政情報については、市役所の窓口業務（諸証明の発行業務など）を果たすことについて市民の強い要望があり、将来検討の対象としていく必要がある。
- 官公署が刊行する出版物（頒布物）は、市民生活上必要な情報として入手したいとする市民の希望がある。については、これを同センターに集中して提供することにすれば、それは市民にとり利便性の向上につながることになるから、これを推進したい。
- 印刷・複写サービスについては、利用者負担において実施することが望ましい。
- その他、市民が求められるような出版物についてもできるだけ情報の提供に努めるべきである。

④ 主催事業の実施については、同センターの質の維持向上を図る必要性と市民の学習ニーズに答えていくという生涯学習施設としての機能の両面から、これを積極的に押し進めるべきである。

- 立案にあたっては、公民館や博物館、図書館など各方面で実施されてい

- る生涯学習関連事業と重複することをできるだけ避けるよう配慮する。
- 新しい学習プログラムを開発することに努める。
 - 学習者についても小山市の住民対象というように狭く限定しない。
 - 広く関心のある市外の人びとに対しても、魅力ある（仮）情報交流センターにして、企画工夫する。

（２）管理について

施設の管理については、市（教委）の直接管理とし、開館日はビルの管理に添うものとする。（開館時間は午前９時３０分から午後９時３０分とする）

- 市民へのPRという面で、同センターで実施される催事の案内所をビルの各階に設置する。
- 管理室におかれるロッカーについて利用方法を明確に示す。
- 利用団体の（仮称）自主グループ連絡会などを設置する。
- 飲食については、利用の目的にしたがって弾力的に対応する。

（３）組織運営について

- 同センターの運営については、市民のコントロールのもとで行うという原則を重視する観点から、（仮称）運営委員会を置くものとする。
 - 運営委員会は委員１０人程度で構成し、委員には利用者の代表を加えることが望ましい。
- なお、多くの意見を運営に反映させるため、委員については、多選にわたらないよう配慮する。

資 料

社会教育法(昭和24年6月10日 法律207号)

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 1 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 2 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。



諮 問 書

平成5年7月13日

小山市生涯教育推進協議会
会長 玉野安一様

小山市生涯教育推進本部
本部長 船田章

次の事項について、諮問します。

(仮) 情報交流センターの運営のあり方について

諮問理由

平成6年6月に開館を予定する(仮)情報交流センターは、生涯教育の進展に対応して市民の生涯学習施設として運営したいと考えています。

については、当施設が様々な市民活動の便に供されて、活動の活性化に寄与しうるように配慮したいと考えますので、その運営のあり方について、ご意見を伺いたい。

小山市生涯教育推進協議会委員

任期 自：平成5年7月 1日

至：平成7年6月30日

敬称 略

番号	氏 名	選 出 母 体	備 考
1	野村 広元	市 議 会	議 員
2	安藤 良子	市 議 会	議 員
3	神川富久子	幼児教育連絡協議会	副 会 長
4	井上 修一	P T A 連 合 会	会 長
5	山中 睦夫	子供会育成会連絡協議会	会 長
6	玉野 安一	社会教育委員	委 員 長
7	望月 光郎	公民館運営審議会	会 長
8	大出 清成	校 長 会	校長（美田中）
9	福田 一三	体 育 協 会	副 会 長
10	吉成みき子	女性団体連絡協議会	会 員
11	五月女政平	文 化 協 会	副 会 長
12	飯野 寛	自治会連合会	会 長
13	大塚 重雄	老人クラブ連合会	会 長
14	池澤 勤	学 識 者	都賀教育事務所社会教育主事
15	宮杉早苗江	学 識 者	央福社医療専門学校校理事長
16	荒川 克江	学 識 者	家庭教育オビエオンリーダー
17	白鳥 光子	学 識 者	婦人教育推進連絡協議会
18	細野 英夫	学 識 者	白鳥女子短大幼児教育科長
19	中山 宏	学 識 者	元学校長
20	町田 康二	学 識 者	社会教育指導員

資料 4

小山市生涯学習推進本部設置要綱

○小山市生涯学習推進本部設置要綱

昭和63年12月1日

教委要綱第4号

(設置)

第1条 生涯学習の総合的かつ効果的な推進を図るため、小山市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定
- (2) 生涯学習関連事務事業の総合的調整
- (3) 生涯学習の普及奨励
- (4) その他生涯学習に関する事項

(組織)

第3条 本部の組織は、別表第1に定める委員をもって構成する。

2 本部長には市長、副本部長には教育長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(生涯学習推進企画調整委員会)

第6条 本部の所掌する事務事業について協議・調整・提言を行うとともに、本部の決定した施策に係る必要な事項を処理するため、本部に生涯学習推進企画調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第7条 委員会の組織は、別表第2に定める委員をもって構成する。

2 委員長には教育部長、副委員長には教育委員会事務局生涯学習課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員長は、委員会を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

5 委員会において調査審議した結果は、本部長に報告しなければならない。

(専門部会)

第9条 本部に、生涯学習の推進に関し専門的事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 本部及び委員会（専門部会を置いたときは、専門部会を含む。）の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表第1（第3条関係）

小山市生涯学習推進本部

市長 副市長 教育長 総合政策部長 総務部長 市民生活部長 保健福祉部長 産業観光部長 建設水道部長 都市整備部長 教育部長 危機管理監

別表第2（第7条関係）

小山市生涯学習推進企画調整委員会

教育部長 総合政策部総合政策課長 総務部行政総務課長・行政改革課長・職員課長・人権・男女共同参画課長 市民生活部市民生活安心課長・国際政策課長・環境課長 保健福祉部福祉課長・子育て家庭支援課長・こども課長・高齢生きがい課長・健康増進課長 産業観光部農政課長・商業観光課長 建設水道部治水対策課長 都市整備部都市計画課長・まちづくり推進課長 教育委員会事務局教育総務課長・学
--

校教育課長・生涯学習課長・文化振興課長・生涯スポーツ課長 中央図書館長 公
民館長 博物館長 消防本部危機管理課長

資料 5

小山市立生涯学習センター令和3年度自主事業実績

令和3年度 自主事業 参加人員

4月～1月(9月は緊急事態宣言で無し)

総合計 8241

健康・体験講座

	テーマ(参加者計)	講座内容	講師名	実施月	開催日	時間	回数	参加者数
1	(月)ゆったりのんびりリラックスヨガ教室	健康・体験	片岡 歩	4・5・6月	毎週月曜日	9時30分～10時30分	12	264
2	いつでもどこでもかんたんストレッチ教室	健康・体験	片岡 歩	4・5・6月	毎週月曜日	11時～12時	12	167
3	かんたん筋ストレッチ&ヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	4・5・6月	毎週火曜日	13時30分～14時30分	12	249
4	骨盤ストレッチ教室	健康・体験	石崎亜矢子	4・5・6月	毎週水曜日	9時～10時	12	259
5	やさしいストレッチヨガ教室	健康・体験	石崎亜矢子	4・5・6月	毎週水曜日	10時15分～11時15分	12	279
6	(水)健康寿命を延ばす筋トレ&ストレッチ教室	健康・体験	福田 恵一	4・5・6月	毎週水曜日	11時30分～12時30分	12	110
7	快眠のためのやさしいヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	4・5・6月	毎週水曜日	19時～20時	12	227
8	骨盤肩甲骨リズム体操	健康・体験	石崎亜矢子	4・5・6月	毎週木曜日	9時30分～10時30分	12	199
9	(木)健康寿命を延ばす筋トレ&ストレッチ教室	健康・体験	福田 恵一	4・5・6月	毎週木曜日	11時～12時	12	278
10	無理なく免疫力UPストレッチ&ヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	4・5・6月	毎週金曜日	9時30分～10時30分	12	241
11	(金)ゆったりのんびりリラックスヨガ教室	健康・体験	片岡 歩	4・5・6月	毎週金曜日	11時～12時	10	69
12	(月)ゆったりのんびりリラックスヨガ教室	健康・体験	片岡 歩	7・8・10月	毎週月曜日	9時30分～10時30分	11	216
13	いつでもどこでもかんたんストレッチ教室	健康・体験	片岡 歩	7・8・10月	毎週月曜日	11時～12時	11	120
14	かんたん筋ストレッチ&ヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	7・8・10月	毎週火曜日	13時30分～14時30分	12	238
15	(火)やさしいストレッチヨガ教室	健康・体験	石崎亜矢子	7・8・10月	毎週火曜日	15時～16時	12	85
16	骨盤ストレッチ教室	健康・体験	石崎亜矢子	7・8・10月	毎週水曜日	9時～10時	12	266
17	(水)やさしいストレッチヨガ教室	健康・体験	石崎亜矢子	7・8・10月	毎週水曜日	10時15分～11時15分	12	249
18	(水)健康寿命を延ばす筋トレ&ストレッチ教室	健康・体験	福田 恵一	7・8・10月	毎週水曜日	11時30分～12時30分	10	120
19	快眠のためのやさしいヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	7・8・10月	毎週水曜日	19時～20時	9	178
20	骨盤肩甲骨リズム体操	健康・体験	石崎亜矢子	7・8・10月	毎週木曜日	9時30分～10時30分	11	166
21	(木)健康寿命を延ばす筋トレ&ストレッチ教室	健康・体験	福田 恵一	7・8・10月	毎週木曜日	11時～12時	11	242
22	無理なく免疫力UPストレッチ&ヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	7・8・10月	毎週金曜日	9時30分～10時30分	12	237
23	(金)ゆったりのんびりリラックスヨガ教室	健康・体験	片岡 歩	7・8・10月	毎週金曜日	11時～12時	11	117
24	(月)ゆったりのんびりリラックスヨガ教室	健康・体験	片岡 歩	11・12・1月	毎週月曜日	9時30分～10時30分	11	181
25	いつでもどこでもかんたんストレッチ教室	健康・体験	片岡 歩	11・12・1月	毎週月曜日	11時～12時	11	154
26	かんたん筋ストレッチ&ヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	11・12・1月	毎週火曜日	13時30分～14時30分	10	190
27	(火)やさしいストレッチヨガ教室	健康・体験	石崎・片岡	11・12・1月	毎週火曜日	15時～16時	11	67
28	骨盤ストレッチ教室	健康・体験	石崎亜矢子	11・12・1月	毎週水曜日	9時～10時	11	220
29	(水)やさしいストレッチヨガ教室	健康・体験	石崎亜矢子	11・12・1月	毎週水曜日	10時15分～11時15分	11	214
30	(水)健康寿命を延ばす筋トレ&ストレッチ教室	健康・体験	福田 恵一	11・12・1月	毎週水曜日	11時30分～12時30分	10	73
31	快眠のためのやさしいヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	11・12・1月	毎週水曜日	19時～20時	11	235
32	骨盤肩甲骨リズム体操	健康・体験	石崎亜矢子	11・12・1月	毎週木曜日	9時30分～10時30分	11	204
33	(木)健康寿命を延ばす筋トレ&ストレッチ教室	健康・体験	福田 恵一	11・12・1月	毎週木曜日	11時～12時	11	287
34	無理なく免疫力UPストレッチ&ヨガ教室	健康・体験	加藤 恵子	11・12・1月	毎週金曜日	9時30分～10時30分	9	137
35	(金)ゆったりのんびりリラックスヨガ教室	健康・体験	片岡 歩	11・12・1月	毎週金曜日	11時～12時	9	129
36	健康セミナー・膝痛腰痛セルフケア	健康・体験	福田 恵一	4月	24日	10時30分～12時	1	32
37	健康セミナー・身体のメンテナンス	健康・体験	石崎亜矢子	5月	29日	15時～16時	1	19
38	健康セミナー・ツボ押しストレッチ	健康・体験	福田 恵一	6月	6日	10時30分～12時	1	18
39	健康セミナー・冷房対策基礎代謝UP	健康・体験	石崎亜矢子	7月	24日	15時～16時	1	19
40	健康セミナー・身体の土台骨盤調整	健康・体験	石崎亜矢子	10月	30日	15時～16時	1	24
41	健康セミナー・首肩こり改善セルフケア	健康・体験	福田 恵一	11月	7日	10時30分～12時	1	8
計								6787

趣味・教養講座

	テーマ(参加者計)	講座内容	講師名	実施月	開催日	時間	回数	参加者数
1	英会話教室(マリル)	趣味・教養	中村 マリル	4・5・6月	毎週火曜日	9時30～10時45分	12	141
2	今日からスタートはじめての英会話	趣味・教養	中村 マリル	4・5・6月	毎週火曜日	11時15分～12時30分	12	88
3	英会話教室(マリセル)	趣味・教養	長濱マリセル	4・5・6月	毎週土曜日	10時～11時30分	12	158
4	おもてなしで海外旅行で使える英会話	趣味・教養	長濱マリセル	4・5・6月	毎週土曜日	11時15分～12時30分	12	89
5	英会話教室(マリル)	趣味・教養	中村 マリル	7・8・10月	毎週火曜日	9時30～10時45分	12	135
6	今日からスタートはじめての英会話	趣味・教養	中村 マリル	7・8・10月	毎週火曜日	11時15分～12時30分	12	91
7	英会話教室(マリセル)	趣味・教養	長濱マリセル	7・8・10月	毎週土曜日	10時～11時30分	11	130
8	おもてなしで海外旅行で使える英会話	趣味・教養	長濱マリセル	7・8・10月	毎週土曜日	11時15分～12時30分	11	60
9	英会話教室(マリル)	趣味・教養	中村 マリル	11・12・1月	毎週火曜日	9時30～10時45分	9	110
10	今日からスタートはじめての英会話	趣味・教養	中村 マリル	11・12・1月	毎週火曜日	11時15分～12時30分	9	35
11	英会話教室(マリセル)	趣味・教養	長濱マリセル	11・12・1月	毎週土曜日	10時～11時30分	7	139
12	おもてなしで海外旅行で使える英会話	趣味・教養	長濱マリセル	11・12・1月	毎週土曜日	11時15分～12時30分	7	66
13	消しゴムハンコで絵葉書を作ろう	趣味・教養	岡本 順子	11・12月	水曜日	13時30分～15時	6	19
14	ベビーマッサージ教室	趣味・教養	堀内 美佳	11・12・1月	月曜日	11時～12時	7	40
15	ビーズアクセサリー教室	趣味・教養	河上 育子	11・12・1月	金曜日	19時～20時30分	9	58
16	夏休み囲碁教室	趣味・教養	山本 広斉	8月	日曜日	13時30分～15時30分	3	14
計								1373

音楽講座

	テーマ(参加者計)	講座内容	講師名	実施月	開催日	時間	回数	参加者数
1	DUO CROMATIC デビューコンサート	音楽	上保朋子,知久絵里香	7月	11日	14時～15時30分	1	81

計 81

資料 6

小山市立生涯学習センター利用実績報告書（R 1～3）

小山市立生涯学習センター 利用実績報告書（令和3年度）

	ホール		ギャラリー		第一セミナー室		第二セミナー室		和室		器具等	合計	
	金額／円	利用者数／人	金額／円	利用者数／人	金額／円	利用者数／人	金額／円	利用者数／人	金額／円	利用者数／人	金額／円	金額／円	利用者数／人
4月	155,500	1,009	74,100	1,327	85,740	482	91,500	430	61,880	145	59,000	527,720	3,393
5月	179,900	480	58,750	1,114	92,850	495	75,270	219	37,400	173	26,000	470,170	2,481
6月	145,000	1,020	41,850	1,040	72,880	611	97,350	320	55,000	157	42,000	454,080	3,148
7月	163,900	931	57,000	1,052	79,800	526	92,220	254	37,100	170	70,000	500,020	2,933
8月	69,900	293	15,300	816	54,400	375	34,380	180	32,880	91	24,000	230,860	1,755
9月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10月	137,000	655	74,530	1,382	94,100	554	81,750	244	57,600	137	56,000	500,980	2,972
11月	155,500	887	23,450	1,104	69,600	565	74,700	255	50,000	174	40,000	413,250	2,985
12月	156,000	746	51,125	992	63,000	487	78,900	291	44,880	120	60,500	454,405	2,636
1月	146,200	487	49,400	715	67,350	429	76,620	240	39,090	68	41,500	420,160	1,939
2月	74,200	153	78,200	315	53,420	223	68,280	278	30,480	59	37,000	341,580	1,028
3月	161,650	748	61,250	255	79,380	383	74,040	341	47,400	136	65,000	488,720	1,863
合計	1,544,750	7,409	584,955	10,112	812,520	5,130	845,010	3,052	493,710	1,430	521,000	4,801,945	27,133

小山市立生涯学習センター各施設稼働率実績報告書（令和3年度）

《月別》

	稼働可能日数	ホール		ギャラリー		第一セミナー室		第二セミナー室		和室		合計		
		稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働可能日数	稼働日数	稼働率
4月	30	26	86.7%	29	96.7%	30	100.0%	29	96.7%	18	60.0%	150	132	88.0%
5月	31	22	71.0%	30	96.8%	28	90.3%	26	83.9%	19	61.3%	155	125	80.6%
6月	30	19	63.3%	27	90.0%	28	93.3%	28	93.3%	19	63.3%	150	121	80.7%
7月	31	20	64.5%	25	80.6%	25	80.6%	24	77.4%	21	67.7%	155	115	74.2%
8月	31	8	25.8%	20	64.5%	22	71.0%	18	58.1%	11	35.5%	155	79	51.0%
9月	30	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	150	0	0.0%
10月	31	21	67.7%	26	83.9%	30	96.8%	27	87.1%	20	64.5%	155	124	80.0%
11月	30	25	83.3%	28	93.3%	29	96.7%	27	90.0%	20	66.7%	150	129	86.0%
12月	28	19	67.9%	23	82.1%	27	96.4%	23	82.1%	17	60.7%	140	109	77.9%
1月	28	20	71.4%	20	71.4%	26	92.9%	27	96.4%	11	39.3%	140	104	74.3%
2月	28	11	39.3%	17	60.7%	20	71.4%	24	85.7%	13	46.4%	140	85	60.7%
3月	31	20	64.5%	12	38.7%	29	93.5%	28	90.3%	20	64.5%	155	109	70.3%
合計・平均	359	211	58.8%	257	71.6%	294	81.9%	281	78.3%	189	52.6%	1795	1232	68.6%

小山市立生涯学習センター 利用実績報告書（令和2年度）

	ホール		ギャラリー		第一セミナー室		第二セミナー室		和室		器具等	合計	
	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	利用者数/人	金額/円	金額/円	利用者数/人
4月	36,300	138	9,250	10	51,345	98	50,610	107	16,740	6	-	164,245	359
5月	4,500	9	15,000	20	27,900	131	17,100	47	840	-	5,500	70,840	207
6月	40,180	148	54,700	152	71,130	323	79,740	180	34,080	53	4,000	283,830	856
7月	141,150	530	59,500	724	78,180	395	73,850	245	34,980	65	19,500	407,160	1,959
8月	219,650	605	217,600	710	87,180	362	90,330	291	29,000	61	50,500	694,260	2,029
9月	83,000	504	61,500	938	76,200	390	63,990	193	22,800	59	18,500	325,990	2,084
10月	115,950	553	47,250	845	116,550	444	70,300	242	26,880	84	37,000	413,930	2,168
11月	157,400	955	103,000	943	77,700	387	86,090	223	33,900	128	49,500	507,590	2,636
12月	111,500	668	72,250	765	65,880	321	53,350	189	25,500	113	45,400	373,880	2,056
1月	91,350	282	35,350	441	47,340	177	49,280	142	20,580	62	24,000	267,900	1,104
2月	23,000	85	86,250	474	38,100	147	30,840	72	8,000	32	9,000	195,190	810
3月	128,500	596	41,850	913	70,140	430	72,800	204	27,900	105	43,500	384,690	2,248
合計	1,152,480	5,073	803,500	6,935	807,645	3,605	738,280	2,135	281,200	768	306,400	4,089,505	18,516

小山市立生涯学習センター各施設稼働率実績報告書（令和2年度）

《月別》

	稼働可能日数	ホール		ギャラリー		第一セミナー室		第二セミナー室		和室		合計		
		稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働可能日数	稼働日数	稼働率
4月	30	5	16.7%	1	3.3%	18	60.0%	16	53.3%	3	10.0%	150	43	28.7%
5月	31	2	6.5%	1	3.2%	14	45.2%	8	25.8%	0	0.0%	155	25	16.1%
6月	30	7	23.3%	12	40.0%	28	93.3%	22	73.3%	10	33.3%	150	79	52.7%
7月	31	19	61.3%	23	74.2%	28	90.3%	25	80.6%	12	38.7%	155	107	69.0%
8月	31	22	71.0%	26	83.9%	29	93.5%	28	90.3%	11	35.5%	155	116	74.8%
9月	30	13	43.3%	28	93.3%	26	86.7%	25	83.3%	13	43.3%	150	105	70.0%
10月	31	17	54.8%	25	80.6%	30	96.8%	24	77.4%	11	35.5%	155	107	69.0%
11月	30	20	66.7%	28	93.3%	26	86.7%	25	83.3%	16	53.3%	150	115	76.7%
12月	28	18	64.3%	25	89.3%	23	82.1%	21	75.0%	16	57.1%	140	103	73.6%
1月	28	12	42.9%	14	50.0%	18	64.3%	19	67.9%	8	28.6%	140	71	50.7%
2月	28	7	25.0%	16	57.1%	15	53.6%	13	46.4%	4	14.3%	140	55	39.3%
3月	31	19	61.3%	25	80.6%	27	87.1%	25	80.6%	14	45.2%	155	110	71.0%
合計・平均	359	161	44.8%	224	62.4%	282	78.6%	251	69.9%	118	32.9%	1795	1036	57.7%

小山市立生涯学習センター 利用実績報告書（令和元年度）

	ホール		ギャラリー		第一セミナー室		第二セミナー室		和室		器具等	合計	
	金額／円	利用者数／人	金額／円	利用者数／人	金額／円	利用者数／人	金額／円	利用者数／人	金額／円	利用者数／人	金額／円	金額／円	利用者数／人
4月	232,500	2,259	66,550	1,183	100,740	589	103,200	475	55,500	361	52,500	610,990	4,867
5月	270,000	2,557	46,200	1,062	84,300	686	71,130	399	45,000	358	52,000	568,630	5,062
6月	200,000	1,892	82,000	1,137	114,900	633	107,250	524	45,240	357	57,500	606,890	4,543
7月	195,500	2,324	68,750	1,917	80,340	669	93,900	486	51,600	397	62,000	552,090	5,793
8月	231,500	2,288	170,500	1,053	94,500	552	71,550	508	51,600	415	59,000	678,650	4,816
9月	232,000	1,949	72,100	1,383	86,000	802	83,040	530	43,280	349	48,500	564,920	5,013
10月	251,500	2,132	119,500	2,676	91,200	453	88,890	415	45,500	304	63,500	660,090	5,980
11月	298,500	2,190	87,500	1,321	76,800	646	85,500	398	39,540	264	92,000	679,840	4,819
12月	239,500	2,478	37,000	1,214	70,700	759	77,840	443	37,800	391	62,500	525,340	5,285
1月	197,900	1,707	27,250	1,527	80,400	631	62,900	314	34,500	284	48,500	451,450	4,463
2月	197,340	1,956	89,800	1,035	92,100	661	101,730	300	39,900	258	34,500	555,370	4,210
3月	72,750	515	44,400	162	76,170	306	52,140	193	22,800	45	11,000	279,260	1,221
合計	2,618,990	24,247	911,550	15,670	1,048,150	7,387	999,070	4,985	512,260	3,783	643,500	6,733,520	56,072

小山市立生涯学習センター各施設稼働率実績報告書（令和元年度）

《月別》

	稼働可能日数	ホール		ギャラリー		第一セミナー室		第二セミナー室		和室		合計		
		稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働日数	稼働率	稼働可能日数	稼働日数	稼働率
4月	30	26	86.7%	28	93.3%	30	100.0%	29	96.7%	26	86.7%	150	139	92.7%
5月	31	29	93.5%	28	90.3%	31	100.0%	26	83.9%	27	87.1%	155	141	91.0%
6月	30	28	93.3%	27	90.0%	30	100.0%	30	100.0%	27	90.0%	150	142	94.7%
7月	31	31	100.0%	30	96.8%	30	96.8%	28	90.3%	26	83.9%	155	145	93.5%
8月	31	29	93.5%	30	96.8%	28	90.3%	24	77.4%	25	80.6%	155	136	87.7%
9月	30	29	96.7%	28	93.3%	29	96.7%	28	93.3%	24	80.0%	150	138	92.0%
10月	31	30	96.8%	30	96.8%	29	93.5%	27	87.1%	28	90.3%	155	144	92.9%
11月	30	29	96.7%	28	93.3%	29	96.7%	29	96.7%	24	80.0%	150	139	92.7%
12月	28	24	85.7%	25	89.3%	25	89.3%	27	96.4%	26	92.9%	140	127	90.7%
1月	28	26	92.9%	25	89.3%	26	92.9%	21	75.0%	23	82.1%	140	121	86.4%
2月	29	26	89.7%	27	93.1%	28	96.6%	25	86.2%	21	72.4%	145	127	87.6%
3月	31	10	32.3%	11	35.5%	23	74.2%	16	51.6%	8	25.8%	155	68	43.9%
合計・平均	360	317	88.1%	317	88.1%	338	93.9%	310	86.1%	285	79.2%	1800	1567	87.1%

資料 7

令和3年度市内生涯学習関連施設講座一覧

令和3年度 生涯学習関連施設にて実施された講座一覧

前期講座(116講座)		令和3年度 後期講座(93講座)	
中央公民館 (14)	芥川龍之介と生と死と愛と…	中央公民館 (9)	大人のためのビーズアクセサリー
	劇場への招待～オペラを楽しむ～		はじめてのリボン刺しゅう
	日本美術鑑賞講座「仏教美術をめぐる旅」		初歩からの能楽入門～「高砂」を謡ってみよう～
	自然観察セミナー		楽しいウォーキング教室
	和紙をたのしむ ちぎり絵レッスン		栃木の魅力を満喫しよう「とちぎの百様」
	ノルディックウォーキング		放送大学栃木学習センター出前講座
	初心者向けパソコン講座		シンガポール オンライントラベル
	大人の色鉛筆画		初級者向けパソコン講座～Excel編～
	ポーセリンアート講座		やさしいビデオの撮り方・編集の仕方
	あなたもマジシャン		—
	スマートフォンで防災対策		—
	小山地区女性学級		—
	小山地区シニア学級		—
	初心者向け油絵講座		—
大谷公民館 (7)	女性学級	大谷公民館 (4)	季節を彩る☆ペーパークラフト
	ふれあい学級		やさしい体幹トレーニング～低強度編～
	キッズ集まれ！ワクワク教室		楽しく学ぼう！終活講座
	肩こり・腰痛予防のストレッチ＆筋トレ		おうちにグリーンを！コケ玉作り＆多肉植物の寄せ植え
	筆ペン講座		—
	初心者向け 太極拳		—
	チャレンジ！ネクタイリメイク		—
絹公民館 (0)	前期はなし	絹公民館 (1)	スマホ講座
間々田公民館 (3)	60代からはつらつクラブ	間々田公民館 (0)	後期はなし
	ふれあい子育て楽級		—
	夏休み子ども体験教室		—

令和3年度 生涯学習関連施設にて実施された講座一覧

前期講座(116講座)		令和3年度 後期講座(93講座)	
間々田市民 交流セン ター「しらさ ぎ館」(9)	男のキッチン	間々田市民 交流セン ター「しらさ ぎ館」(6)	アロマ教室
	おとめふるさと探訪		切り絵教室
	じゃがまいた歴史講座		e-スポーツ講座(60才以上)
	間々田ひも体験		フレイル予防教室
	セルフリンパマッサージ		リズム運動教室
	かぎ針編み		スマホ講座
	版画教室		—
	パン作り教室		
よせ植え講座			
生井公民館 (7)	生井シニアクラブ	生井公民館 (5)	親子で遊ぼう会
	女性学級		なまいちビッコくらぶ
	なまいちビッコくらぶ		色鉛筆講座
	親子で遊ぼう会		切り絵講座
	ガイドと行く渡良瀬遊水地「春の昆虫・植 物観察」		ガイドと行く渡良瀬遊水地「秋の昆虫・冬 の野鳥観察」
	転倒予防講座		—
	スマホ講座		
寒川公民館 (5)	はつらつクラブ	寒川公民館 (2)	ペーパーアート講座
	女思会～絆		キムチ作り講座
	子どもクラブ		—
	ふれあい学級		
	絵本でこんにちは		
豊田公民館 (5)	豊田作楽学級	豊田公民館 (2)	はじめての陶芸講座
	豊田女性学級		骨盤ストレッチ講座
	自宅でできる筋膜リリース講座		—
	アメリカンフラワー講座		
	とよだすくすく子育てくらぶ		

令和3年度 生涯学習関連施設にて実施された講座一覧

前期講座(116講座)		令和3年度 後期講座(93講座)	
中公民館 (4)	さわやか巴波学級	中公民館 (0)	後期はなし
	なかよしサロン学級		
	中menクラブ学級		
	親子チャレンジ学級		
穂積公民館 (3)	穂積の歴史講座	穂積公民館 (5)	かぎ針編み講座
	セルフリンパマッサージ講座		刺し子講座
	フラワークラフト講座		美文字講座
	—		骨骨あつぷ講座
			春を楽しむ寄せ植え講座
桑公民館 (2)	親子体験室	桑公民館 (0)	後期はなし
	桑かがやき学問「くわもん」		
桑市民交流 センター「マ ルベリー 館」(7)	小山の七福神めぐり	桑市民交流 センター「マ ルベリー 館」(10)	色えんぴつ画講座
	桑地区内ハイキング講座		駅からハイキング講座
	寄せ植え講座		キムチ作り講座
	筆ペン講座		お菓子づくり講座(初心者向け)
	簡単収納・整理術		そば打ち講座
	ペーパークラフト講座		さわやか健康気功講座
	ピラティス講座		ピラティス講座
	—		セルフケアリンパマッサージ講座
		寄せ植え講座	
		楽しくわかる終活講座	
文化振興課 (1)	第16回寺野東遺跡縄文まつり	文化振興課 (2)	第43回チャリティー美術展
	—		第9回 小山評定講演会

令和3年度 生涯学習関連施設にて実施された講座一覧

前期講座(116講座)		令和3年度 後期講座(93講座)	
博物館 (11)	第74回企画展「日光山と小山」展示史料解説	博物館(7)	子ども科学教室「冷たい世界」
	講演会「日光山と小山氏」		まが玉を作ろう
	火起こし体験		羽子板作り教室
	講談で聴く「左甚五郎」ほか		記念講演会「田波御白(たなみ みしろ)の人と作品」
	日光彫り体験		バードウォッチング
	縄文土器を作ろう		歴史講演会「思川上流の古墳」
	麦わら細工教室「ガラガラとほたるかご」		甲冑マイスター養成講座講演会「戦国甲冑の機能と様式」
	親子昆虫教室		—
	講演会「カエル君のひみつ」		
	昆虫標本作り教室		
川の生き物観察会			
車屋美術館 (2)	ギャラリートーク「丸木俊 絵本原画展」	車屋美術館 (4)	スタディプログラム「見て！感じて！作ってみよう！」「ワニを回す(スタイロフォーム編)」
	講演「地に根ざして咲く花-丸木俊の絵本の仕事」		スタディプログラム「見て！感じて！作ってみよう！」「木を彫る、葉っぱのレリーフ」
	—		スタディプログラム「見て！感じて！作ってみよう！」アーティスト(ワークショップ講師)による作品展示
		第7回「10×15の世界コンテスト展」	
小山市市民活動センター(7)	傾聴スキルアップ講座	小山市市民活動センター(9)	子育てハッピーセミナー
	災害ボランティアコーディネーター養成講座		オンラインコミュニケーションセミナー「Zoomの使い方を一緒に学ぼう！」
	SDGsセミナー		SNS活用講座
	NPOマネジメントセミナー		NPOパワーアップセミナー
	多文化共生セミナー		地域活性化研究会
	地域活性化研究会		課題解決ミーティング
	ボランティアコーディネーション講座		市民活動支援研究集会
—	傾聴を知ろう～「話を聴く」ためのスキルと心構え～ボランティア養成講座		
	SDGsを深掘りするセミナー		

令和3年度 生涯学習関連施設にて実施された講座一覧

前期講座(116講座)		令和3年度 後期講座(93講座)	
中央図書館 間々田分館 (1)	ままだ分館 おはなしかい	中央図書館 間々田分館 (0)	後期はなし
中央図書館 (7)	おはなしウエンディ	中央図書館 (5)	おはなしウエンディ
	おはなしウエンディ0・1・2		おはなしウエンディ0・1・2
	としょかん子どもまつり おはなし会		としょかん子ども会 クリスマス会
	としょかん子ども会 たなばた会		子ども司書 クリスマスおはなし会
	子ども司書養成セミナー		子どもと本をつなぐ講座
	家庭菜園のコツ！相談事業		—
	ビジネスセミナー		—
生涯学習課 (2)	令和3年度おやま市民大学講座子ども向け夏休み講座 渡良瀬 遊水地ボランティアガイド養成講座	生涯学習課 (1)	令和3年度おやま市民大学講座 自分史を書く
生涯学習セ ンター(15)	英会話教室「今日からスタート・はじめての英会話」	生涯学習セ ンター(21)	赤ちゃんの健康とスキンシップを学ぶベビーマッ サージ教室
	英会話教室「マリルさんの英会話」		Sakurako先生の消しゴムハンコでクリスマス カードを作ろう
	英会話教室「マリセルさんと英語で話そう」		Sakurako先生の消しゴムハンコで素敵な年賀状 を作ろう
	英会話教室「おもてなしで海外旅行で『使える』英 会話」		河上育子先生が教える手作りビーズアクセサリ 教室(11月)
	健康寿命を延ばす筋トレ&ストレッチ教室		河上育子先生が教える手作りビーズアクセサリ 教室(12月)
	首・肩・腰の痛みを改善！ ツボ押し&ストレッチ セルフケア教室		英会話教室「マリルさんの英会話」
	ゆったり のんびり リラックスヨガ教室		英会話教室「今日からスタート・はじめての英会話」
	いつでも どこでも かんたんストレッチ教室		英会話教室「マリセルさんと英語で話そう」
	今日から はじめる ゆったりストレッチ教室		英会話教室「おもてなしで海外旅行で『使える』英 会話」
	快眠のための リラックスヨガ教室		健康寿命を延ばす筋トレ&ストレッチ教室(水曜 日)
	かんたん 筋トレ ストレッチ&ヨガ教室		健康寿命を延ばす筋トレ&ストレッチ教室(木曜 日)
	無理なく 免疫力UP ストレッチ&ヨガ教室		ゆったり のんびり リラックスヨガ教室(月曜日)
	骨盤ストレッチ教室		ゆったり のんびり リラックスヨガ教室(金曜日)
	やさしい ストレッチ&ヨガ教室		いつでも どこでも かんたんストレッチ教室
	骨盤・肩甲骨リズム体操		快眠のための リラックスヨガ教室
—	無理なく免疫力UPストレッチ&ヨガ教室		
	かんたん 筋トレ ストレッチ&ヨガ教室		
	骨盤ストレッチ教室		
	やさしい ストレッチ&ヨガ教室(火曜日)		
	やさしい ストレッチ&ヨガ教室(水曜日)		
	骨盤・肩甲骨リズム体操		

令和3年度 生涯学習関連施設にて実施された講座一覧

前期講座(116講座)		令和3年度 後期講座(93講座)	
小山市 民交流センター「ゆめまち」(5)	みんなのラジオ体操教室	小山市 民交流センター「ゆめまち」(0)	後期はなし
	おはなしびっくろ箱		
	「わくわくゆめまち」おはなし会		
	ゆめまちの認知症予防講座		
	陶芸教室		